

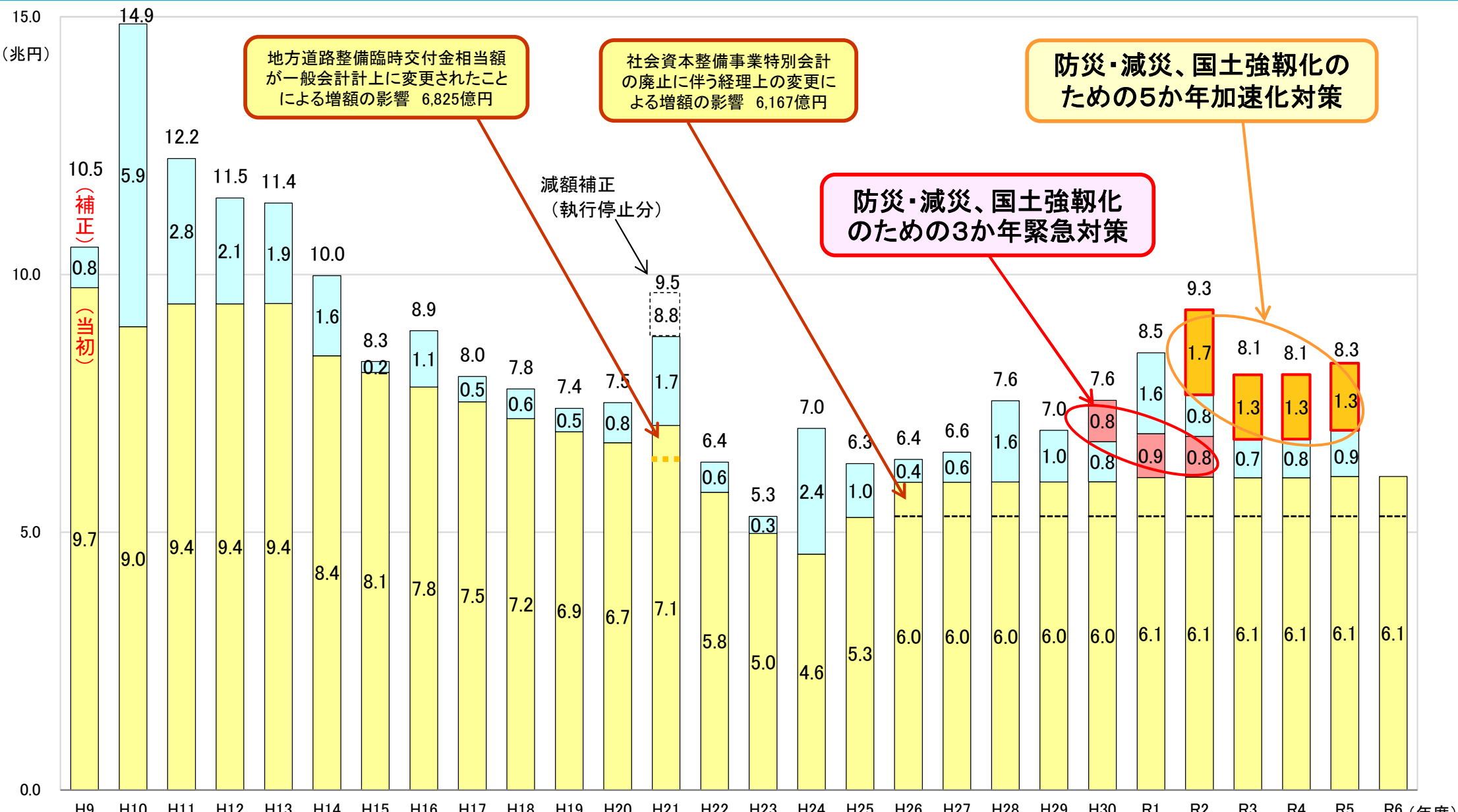
公共工事の現状と今後の取り組み

令和6年12月
国土交通省 九州地方整備局
企画部技術管理課

1. 予算関係
2. 国土強靱化関係について
3. 第三次・担い手3法
4. 働き方改革
5. 円滑な施工体制の確保
6. 建設資材等の高騰対策について
7. 建設キャリアアップシステムについて
8. I-con2.0の取り組み
9. インフラメンテナンス
10. カーボンニュートラルに向けて
11. その他

**1. 令和5年度補正予算
及び令和6年度当初予算(九州地整)
令和7年度予算概算要求(国土交通省)**

公共事業関係費(政府全体)の推移



地方道路整備臨時交付金相当額が一般会計計上に変更されたことによる増額の影響 6,825億円

社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う経理上の変更による増額の影響 6,167億円

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

(注1) 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。
 (注2) 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
 (注3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1～4年目分は、それぞれ令和2～5年度の補正予算により措置されている。なお、令和5年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)を含む。
 (注4) 令和3年度当初予算額(6兆549億円)は、デジタル庁一括計上分145億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆695億円である。
 (注5) 令和4年度当初予算額(6兆574億円)は、デジタル庁一括計上分1億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆575億円である。
 (注6) 令和5年度当初予算額(6兆801億円)は、生活基盤施設耐震化等交付金202億円を行政経費から公共事業関係費へ組替えた後の額であり、生活基盤施設耐震化等交付金を除いた場合、6兆600億円である。

九州地方整備局の令和5年度補正予算

令和5年度補正予算の基本方針

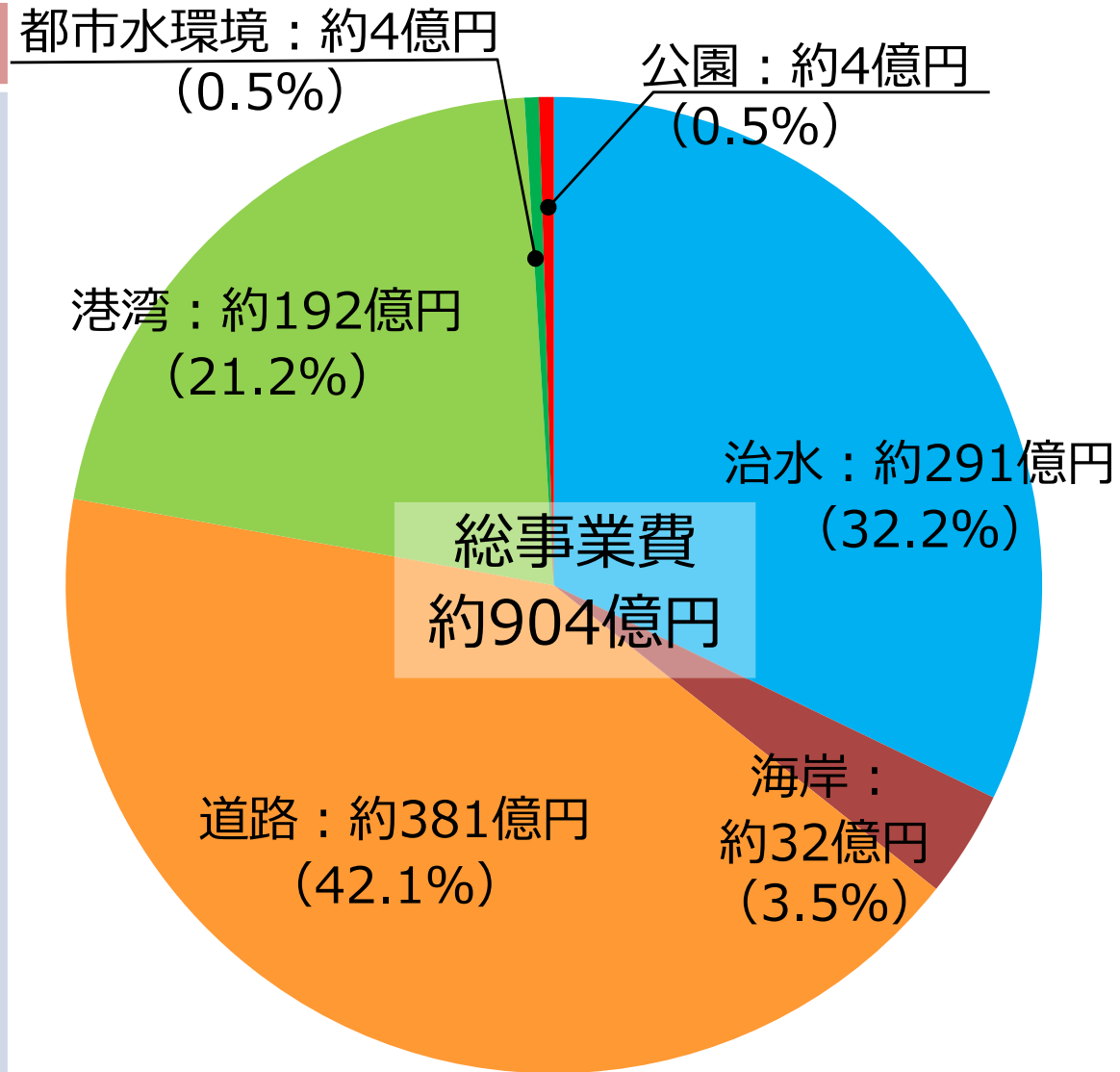
・「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)において、取り組む施策として掲げられた

- I. 物価高から国民生活を守る
- II. 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する
- III. 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する
- IV. 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する
- V. 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

の五つの柱について、各項目の実施に必要な経費を計上している。

・なお、現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施については、各項目を実施するための個々の事業の中で必要な経費を措置している。

・なお、補正予算の執行に当たっては、改正品確法の趣旨を踏まえ、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成等に配慮しつつ、円滑な施工の確保や予算の早期執行に万全を期する。このため、適正価格での契約、地域企業の活用に配慮しつつ適切な規模での発注等に取り組む。あわせて、早期発注を通じた施工時期の平準化、新技術導入やICTの活用によるi-Constructionの推進、適切な工期設定等による週休2日の実現等の働き方改革に取り組む。



【参考】

令和5年度 国土交通省関係補正予算(全国)
直轄事業: 6,189億円

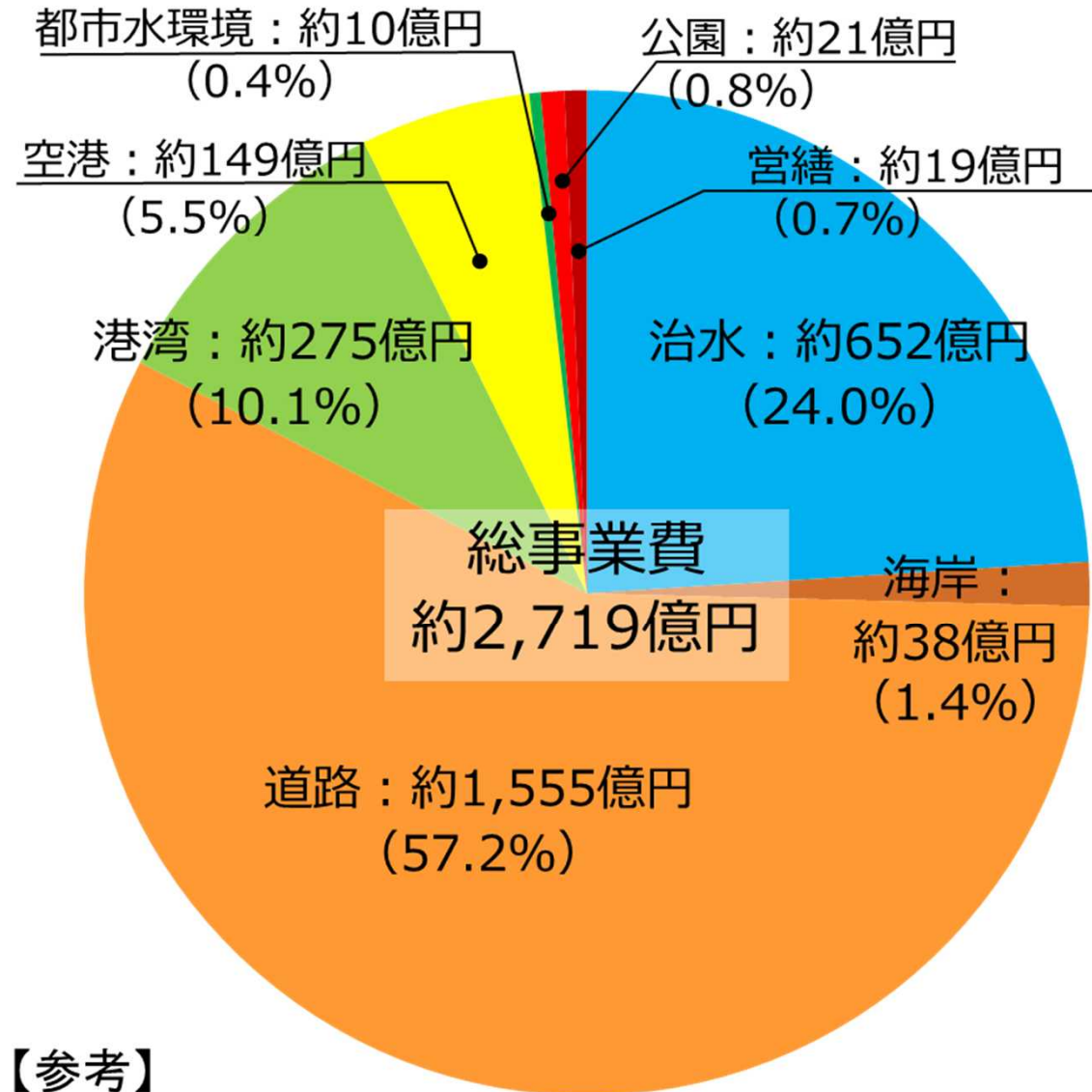
※直轄事業のみ ※ゼロ国債除く

※計数はそれぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

九州地方整備局の令和6年度当初予算

令和6年度予算の基本方針

- ・ 令和6年度九州地方整備局関係予算については、「令和2年7月豪雨等からの復旧・復興」、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」に重点をおき、施策効果の早期発現を図ります。
- ・ 令和2年7月豪雨、令和5年7月豪雨等による被災地の復旧・復興に総力を挙げ、基幹インフラの整備等、引き続き着実に事業を推進します。また、多様な災害リスクに対し、安全・安心な社会の実現を目指すために、インフラの老朽化対策をはじめ「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に推進します。
- ・ 生産性の向上や民間投資の誘発等のストック効果が高い社会資本整備の戦略的な推進やグリーン化施策等による経済好循環、コンパクトシティの推進等による誰もが安心して暮らせる生活環境の整備等に取り組みます。



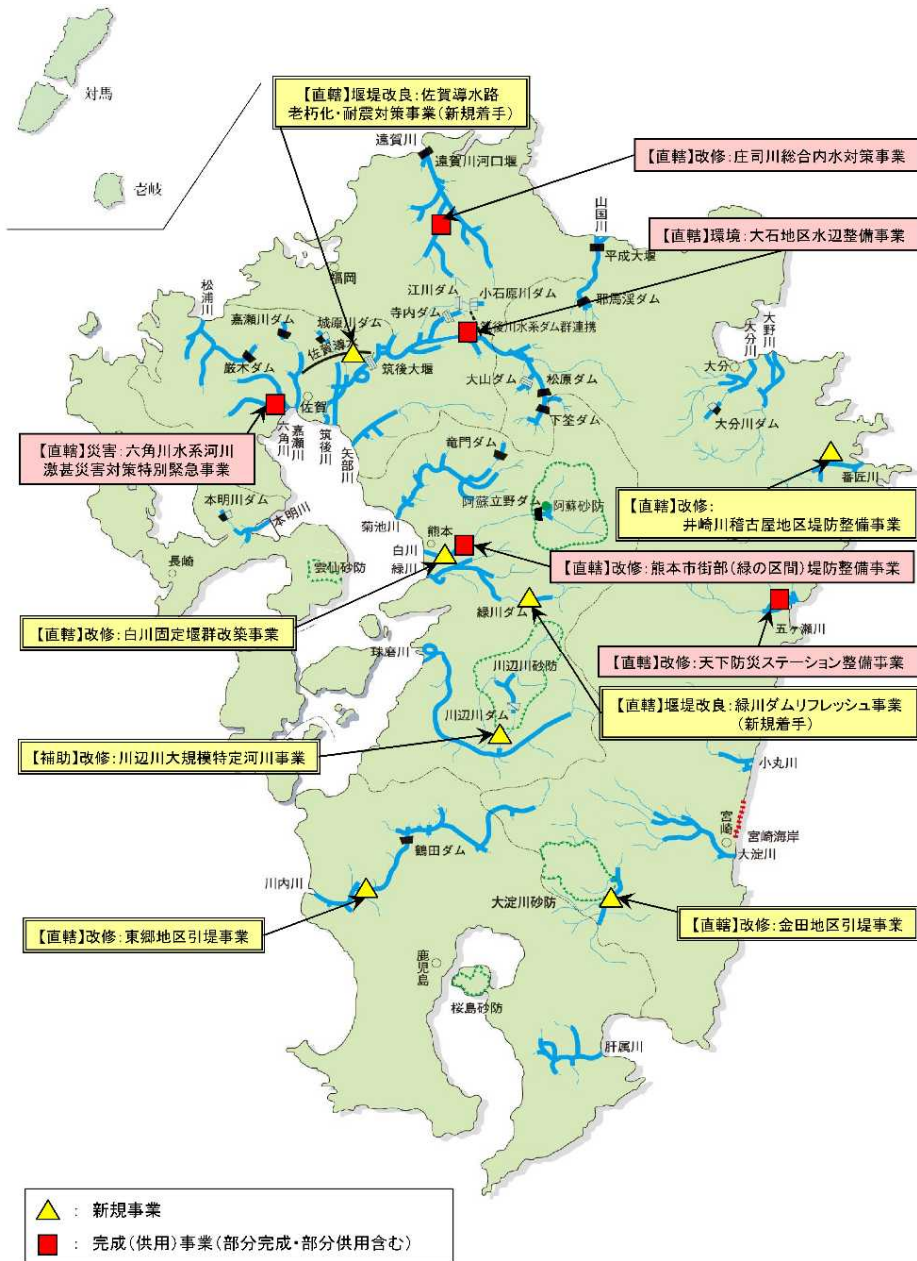
【参考】

令和6年度 国土交通省関係当初予算(全国)

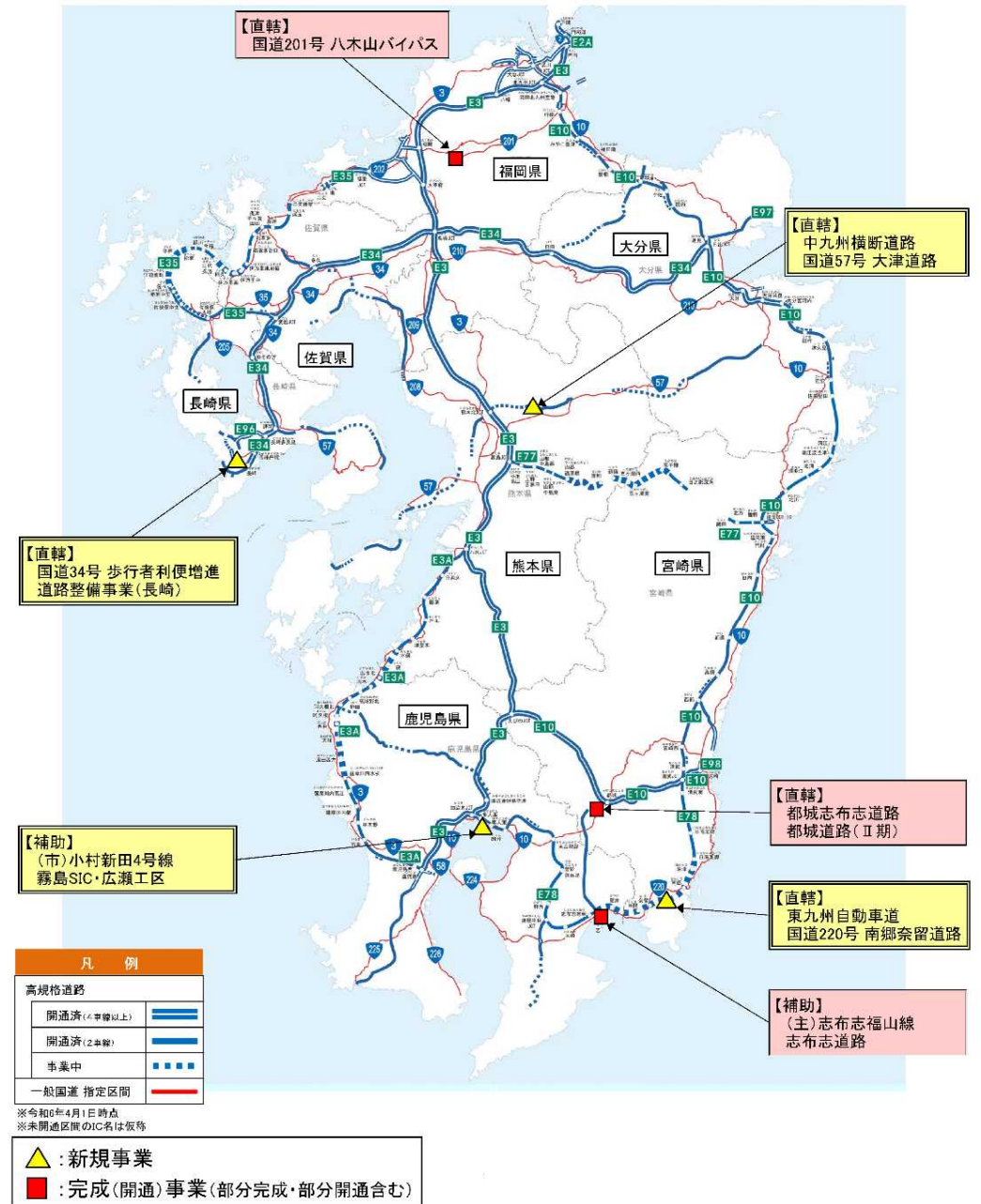
直轄事業: 25,486億円

※直轄事業のみ ※ゼロ国債除く
※計数はそれぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

河川事業



道路事業



第1 令和7年度予算概算要求のポイント

I. 令和7年度予算概算要求額

1. 国費総額

(1) 一般会計 7兆 330億円 (1.18倍)

〔うち、「重要政策推進枠」 1兆6,100億円〕

公共事業関係費 6兆2,899億円 (1.19倍)

○一般公共事業費 6兆2,319億円 (1.19倍)

○災害復旧等 580億円 (1.00倍)

非公共事業 7,431億円 (1.12倍)

○その他施設費 812億円 (1.43倍)

○行政経費 6,619億円 (1.09倍)

(2) 東日本大震災復興特別会計 617億円 (1.33倍)

2. 財政投融资 1兆5,443億円 (0.74倍)

○ 上記の他、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
- ・ 近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
- ・ 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の新規着工に要する経費
- ・ 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る大臣間合意を踏まえた更なる増額

第2 令和7年度予算概算要求の基本方針

(基本的な考え方)

- 我が国は、長年続いてきたデフレから完全に脱却するチャンスを迎えており、物価上昇が賃金上昇を上回る現状の日本経済を成長型の新たなステージへ移行させ、豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していく必要がある。このためには、能登半島地震からの復旧・復興に全力を尽くすとともに、今回の地震等を踏まえた災害対応力の強化、防災・減災、国土強靱化の着実な推進、交通の安全・安心の確保、海上保安能力の強化等により、国民の生命・財産・暮らしを守り抜く必要がある。また、持続的な経済成長に向けて、成長分野における国内投資を持続的に拡大し、賃上げにつながる人への投資、生産性の向上に寄与する戦略的な社会資本整備、DX・GXの推進に加え、デジタル田園都市国家構想の実現に資する地域活性化の推進、「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開等に取り組む必要がある。これらの施策を実現するため、
 - ・ 国民の安全・安心の確保
 - ・ 持続的な経済成長の実現
 - ・ 個性をいかした地域づくりと分散型国づくりを柱に、次頁の主要課題をはじめとして概算要求に取り組む。

- その際、「重要政策推進枠」も最大限活用して、メリハリをつけた要求を行うとともに、「5か年加速化対策」の推進や、物価高騰対策、敦賀・新大阪間の整備新幹線着工等を含めた重要政策のための所要の経費等については、予算編成過程において検討する。国土強靱化については、「5か年加速化対策」の着実な推進とともに、継続的・安定的に切れ目なく取組を進められるよう、施策の実施状況の評価など「国土強靱化実施中期計画」に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に取り掛かる。

(公共事業の適確な推進)

- 社会資本整備は未来への投資であり、ストック効果の最大化に取り組む必要がある。既存施設の計画的な維持管理・更新・利活用を図りながら、上記の3本柱の実現に資する波及効果の大きなプロジェクトを戦略的かつ計画的に展開することが不可欠であり、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図る。その際、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら労務費も含め適切な価格転嫁が進むよう促した上で、今後も必要な事業量を確保する。

- また、公共事業の効率的かつ円滑な実施・順調な執行のため、改正建設業法等も踏まえ、施工時期等の平準化や適正価格・工期での契約、国庫債務負担行為の積極的な活用、地域企業の活用に配慮した適正規模での発注等を推進するとともに、新技術の導入や i-Construction2.0 の推進、災害に備えた防災体制の拡充・強化にも取り組む。あわせて、建設資材価格の変動への対応、建設産業における処遇改善や働き方改革の推進、外国人技能労働者の受入・育成等に取り組む。

2. 国土強靱化

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

内閣官房HPより引用
令和2年12月11日閣議決定

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：**123対策**

○追加的に必要となる事業規模：**おおむね15兆円程度を目標**

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね12.3兆円程度
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね 2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね 0.2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合 計	おおむね15兆円程度

3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：**令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間**

5か年加速化対策(加速化・深化分)の進捗状況

【令和5年11月時点の集計】

区 分	事業規模の用途 〈閣議決定時〉	〈1年目〉 令和2年度第3次補正等		〈2年目〉 令和3年度補正等		〈3年目〉 令和4年度第2次補正等		〈4年目〉 令和5年度補正等		累 計
		事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(加速化・深化分)	おおむね15兆円程度 (うち国費は7兆円台半ば)	約4.16兆円	約1.97兆円 [約1.65兆円]	約3.02兆円	約1.52兆円 [約1.25兆円]	約2.70兆円	約1.53兆円 [約1.25兆円]	約2.36兆円	約1.52兆円 [約1.30兆円] 注3	事業規模 約11.8兆円 (うち国費 約6.2兆円)
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね12.3兆円程度	約3.46兆円	約1.54兆円	約2.45兆円	約1.15兆円	約2.12兆円	約1.14兆円	約1.82兆円	約1.17兆円	事業規模 約9.5兆円
2 予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね2.7兆円程度	約0.68兆円	約0.40兆円	約0.50兆円	約0.30兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	事業規模 約2.0兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.07兆円	約0.07兆円	約0.10兆円	約0.10兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	事業規模 約0.2兆円

(注1) 事業規模には財政投融资によるものも含まれる。

(注2) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

(注3) 5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)を含む。(累計には含まない)

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法改正

(□=改正部分)

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

国土強靱化基本計画の策定

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、**国土強靱化基本計画を定めること。**
 ○策定手続
 ◆案の作成(推進本部) ◆閣議決定
 ○記載事項

脆弱性評価の実施

※国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、**推進本部が実施。**

脆弱性評価の結果の検証
 評価結果に基づき策定

調和

改正部分

国土強靱化実施中期計画の策定

○政府において、以下の内容とする中期計画を定める。
 ① 計画期間
 ② 計画期間内に実施すべき施策の内容・目標
 ③ 施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、②のうちその推進が特に必要となる施策の内容・事業規模

国土強靱化地域計画の策定

※国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、**国土強靱化地域計画を定めることができる。**
 [都道府県・市町村が作成]

指針

指針となる

国の他の計画
 (国土強靱化基本計画を基本とする)

都道府県・市町村の他の計画

国による施策の実施
 ※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

都道府県・市町村による施策の実施

国土強靱化推進本部の設置

※国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。
 【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官, 国土強靱化担当大臣, 国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣
 ※本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

その他

改正部分

○国土強靱化推進会議の設置
 ○(附則) 施策の実施状況の評価の在り方の検討・必要と認めるときはその結果に基づいて所要の措置

3. 第三次・担い手3法

担い手3法のこれまでの改正経緯

品確法
(平成17年制定)

Point

価格のみでなく品質を加味した総合評価の導入



建設業法・入契法
(昭和24年制定)(平成12年制定)

Point

建設工事の適正な施工の確保・公共工事の入札契約の適正化



平成26年 担い手3法

Point

発注者は、受注者が適正な利潤を確保できるようにすること
従事する者の賃金その他の労働条件、労働環境の改善

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

5年後

Point

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

※5年後見直し規定あり(附則第8条)

5年後

令和元年 新・担い手3法

Point

元請は、下請が利潤・工期を確保できる発注をすること

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

5年後

Point

働き方改革に向けた適正な工期の確保

※5年後見直し規定あり(附則第8条)

5年後

令和6年 第3次・担い手3法

Point

担い手の休日・賃金の確保と地域建設業等の維持

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

Point

労働者の処遇改善と価格高騰時の労務費へのしわ寄せ防止

※5年後見直し規定あり(附則第5条)

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保**・**生産性向上**・**地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ● スライド条項の適切な活用（変更契約） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化 	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入） 	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共工事品質確保法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】 	

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
- (参考1) 建設業の賃金と労働時間
 建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)
 全産業 494万円/年 1,954時間/年
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
 [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)
- ※賃金は「生産労働者」の値
 出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

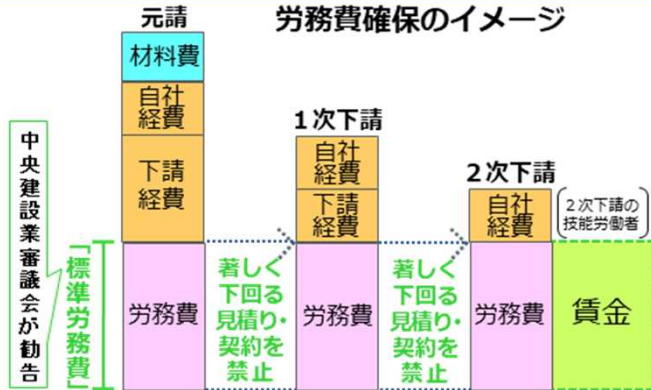
処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保
 ↓
 持続可能な建設業へ

法案の概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
 → 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告**
 ・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り**
 ・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
 → 国土交通大臣等は、違反発注者に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)
- 原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

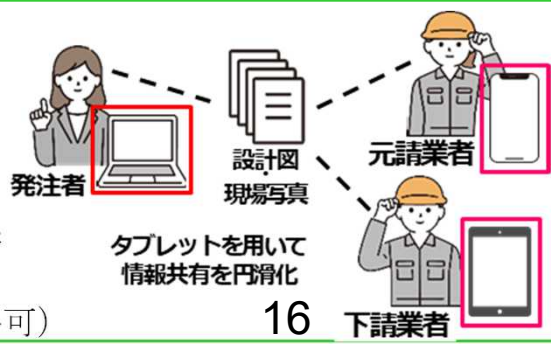
- 契約前のルール**
 ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
 ・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として明確化
- 契約後のルール**
 ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※
 ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制**
 ・**工期ダンピング対策**を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上**
 ・現場技術者に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)
 ・国が**現場管理**の「**指針**」を作成(例. 元下間でデータ共有)
 → 特定建設業者※や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者
 ・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

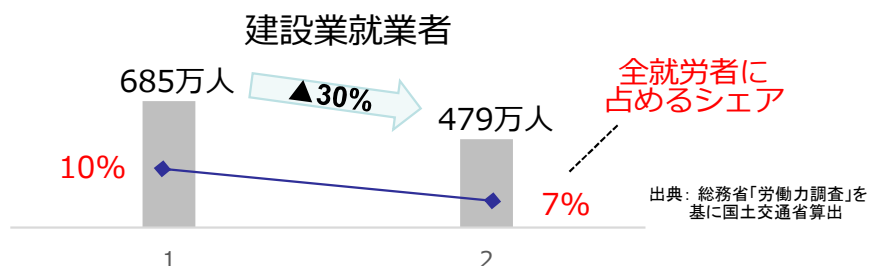
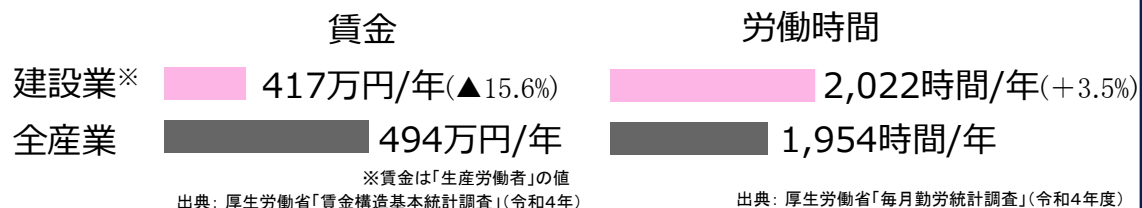


背景と方向性

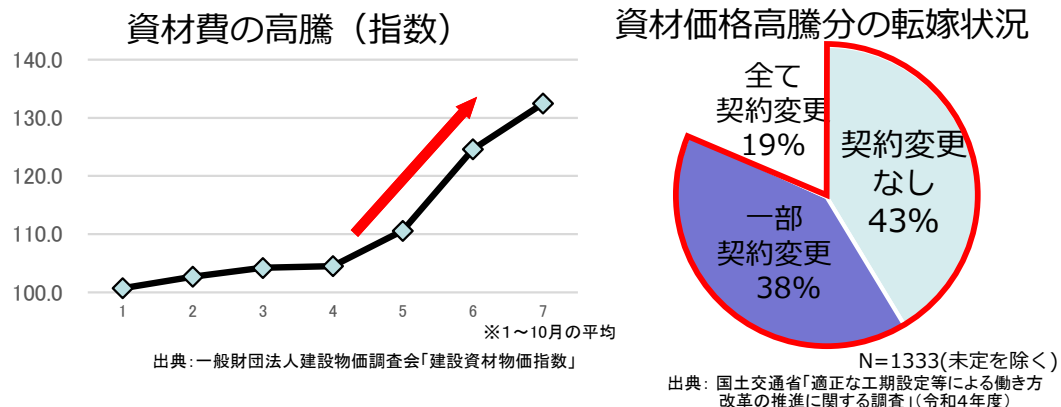
背景

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

➡ 担い手の確保が困難



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫

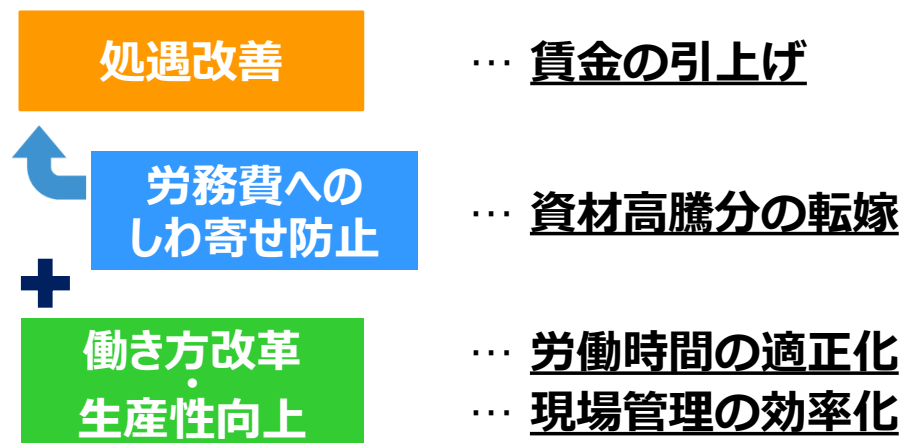


- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始



方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。



就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイ

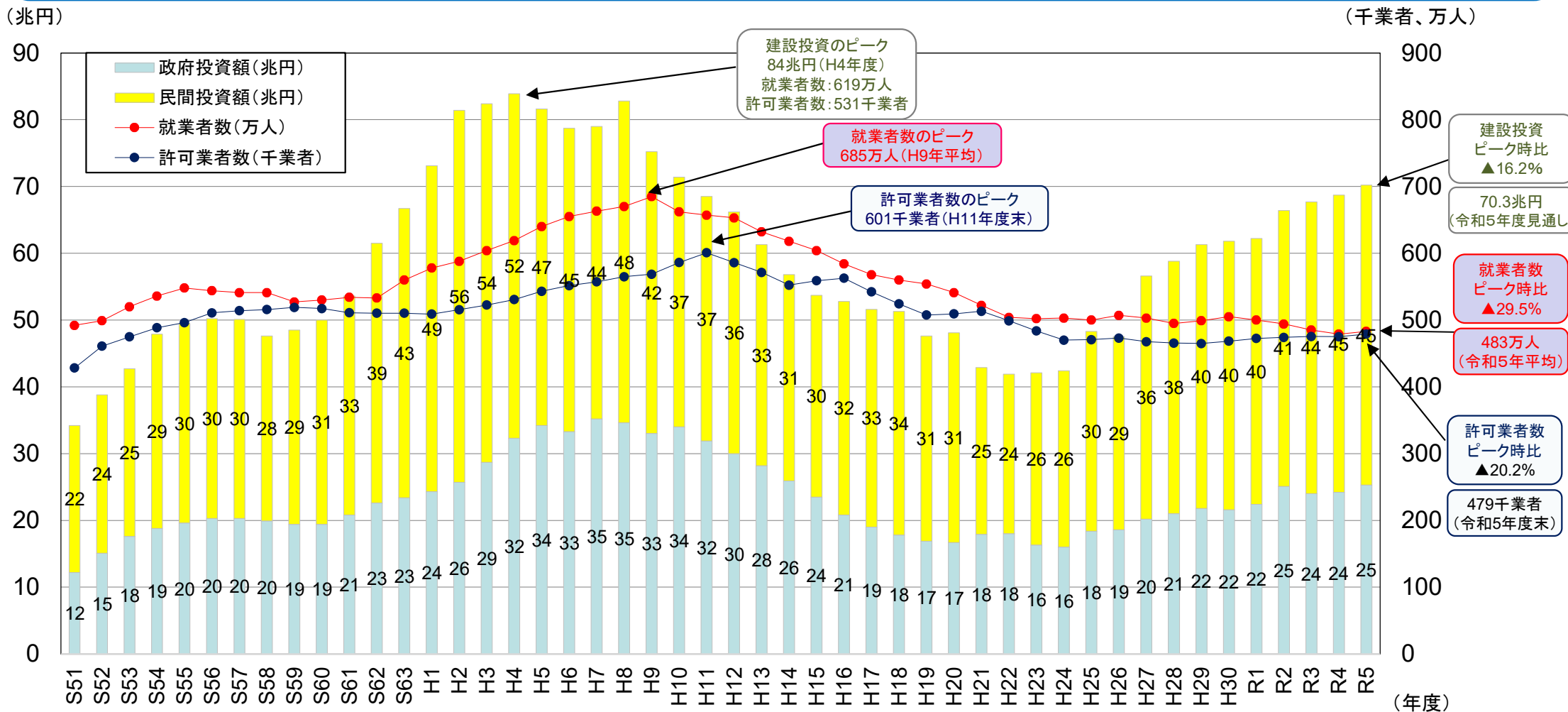
「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

4. 働き方改革

～九州地方整備局の新たな取り組み～

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し（ピーク時から約16%減）。
- 建設業者数（令和5年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和5年平均）は483万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和2年度（2020年度）まで実績、令和3年度（2021年度）・令和4年度（2022年度）は見込み、令和5年度（2023年度）は見通し

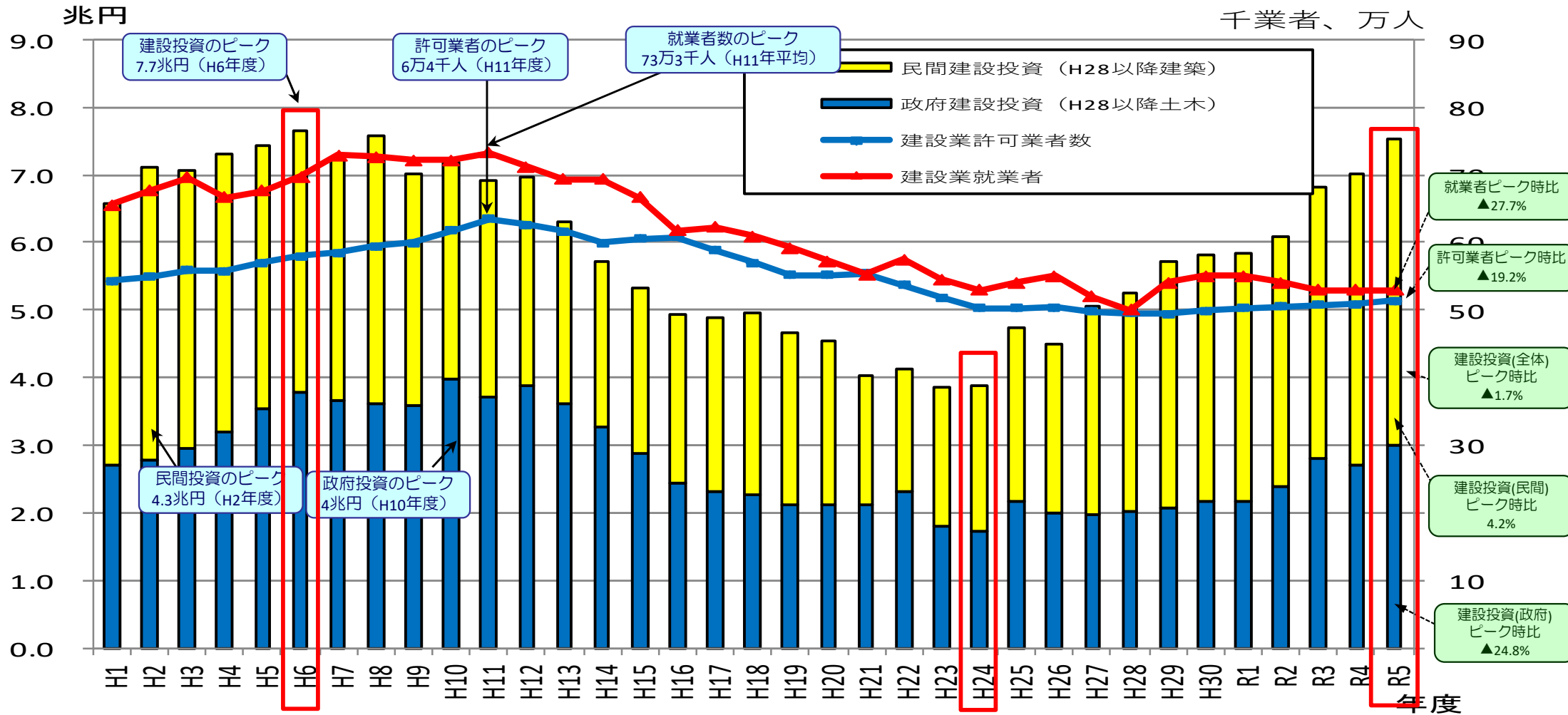
注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年（2011年）は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

公共工事の現状(九州の建設投資、許可業者数及び建設就業者数の推移)

- 建設投資額（令和5年度見通し）は前年度6.8%増の7.52兆円で、ピーク時（6年度）から約1.7%減。
- 建設業者数（令和5年度末）は約5.1万業者で、ピーク時（11年度末）から約19.2%減。
- 建設業就業者数（令和5年平均）は約53万人で、ピーク時（11年平均）から約27.7%減。

全国比10.7%
全国比10.7%
全国比10.9%



資料： 投資額については令和2年度まで実績、R3年度・4年度は見込み、令和5年度は見通し（H29以降は、建築＝民間投資、土木＝政府投資として作成している）
許可業者数は、国土交通省調べ（各年度末現在）
就業者数は、総務省及び沖縄県の「労働力調査」より作成（年平均）

↑
ピーク時(H6)の50.4%

建設業就業者の現状

技能者等の推移

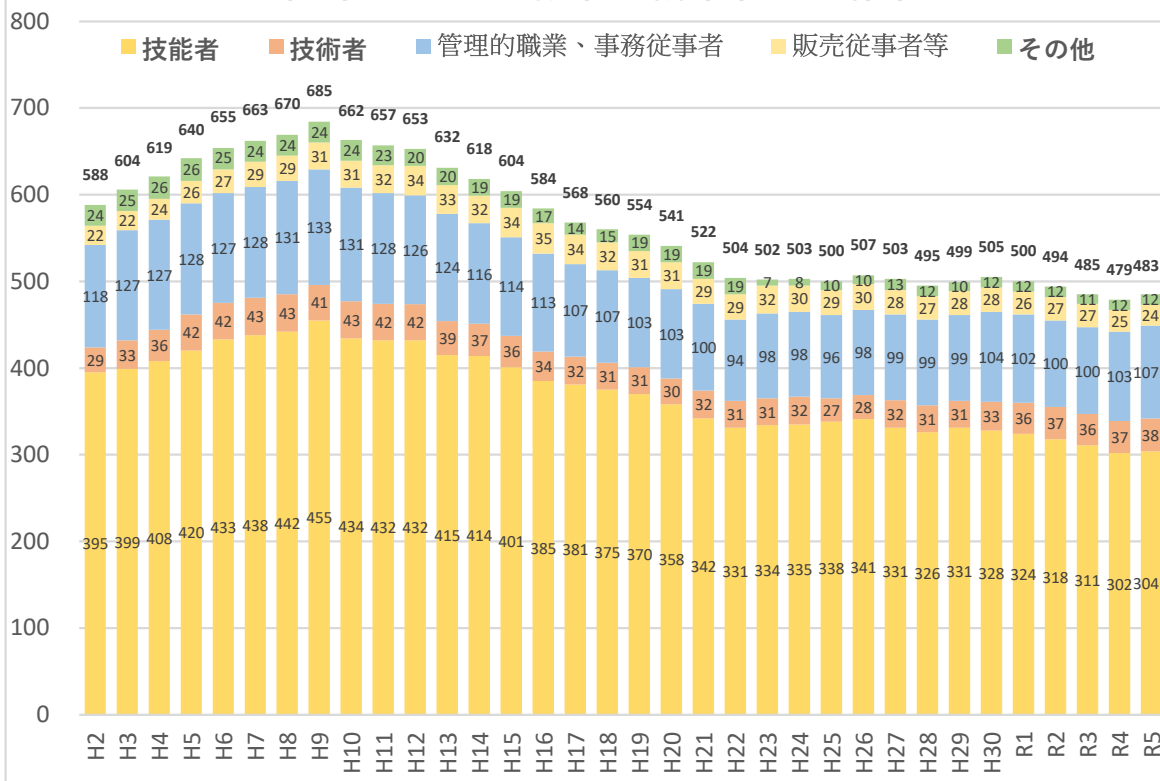
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。

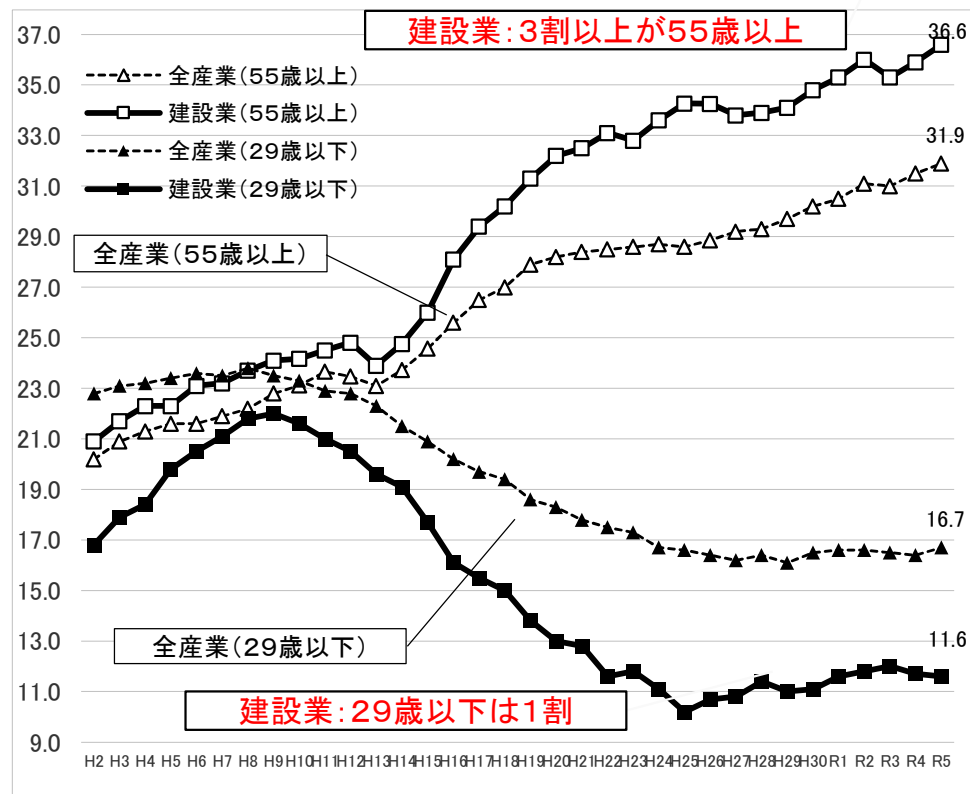
(万人)

建設業における職業別就業者数の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

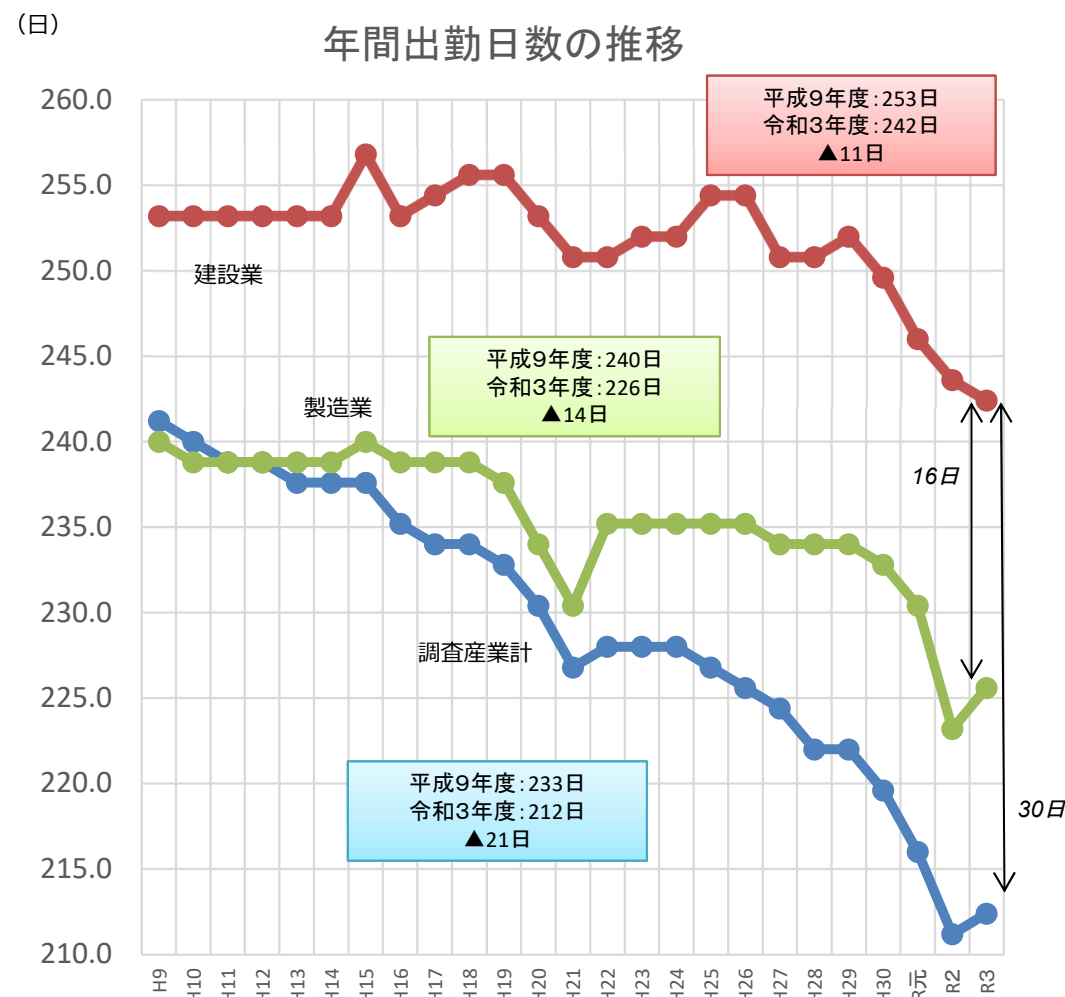
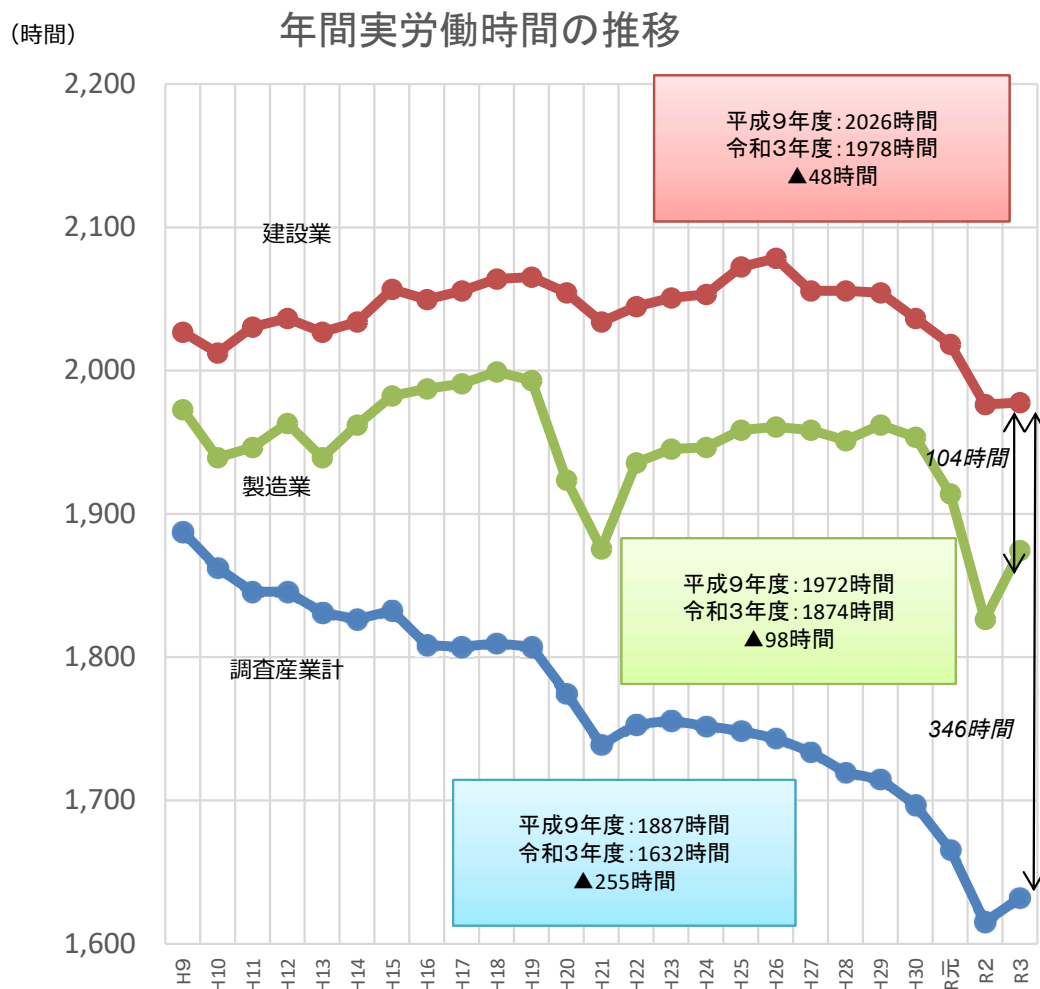
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

○ 年間の総実労働時間については、全産業と比べて340時間以上（約2割）長い。また、20年程前と比べて、全産業では約255時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。



- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
- 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
- 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引き上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引き上げを実施。
- これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引き上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステムの枠にとられない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
- 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。

※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（5年）を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

○週休2日制の導入を後押しする

- ・公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
- ・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
- ・週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
- ・週休2日制を実施している現場等（モデルとなる優良な現場）を見える化する

○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する

- ・昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
- ・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

○技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する

- ・労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
- ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者（約330万人）の加入を推進する
- ・技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
- ・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
- ・民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける

○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする

- ・全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
- ・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する

※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

- ・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
- ・生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する（i-Construction大賞の対象拡大）
- ・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する

○仕事を効率化する

- ・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
- ・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
- ・建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する

○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する

- ・現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
- ・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める

○重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒ **建設業は令和6年4月から適用**

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立)
罰則: 雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

原則

- (1) 1日8時間・1週間 40時間
- (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

36協定の
限度

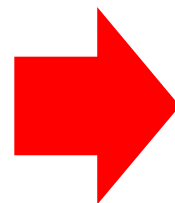
- ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)
 - ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定
 - ③ 年 720時間(月平均60時間)
 - 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定
 - ④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む)
 - ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む)
 - ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限
- ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

3K

× きつい

× 汚い

× 危険



新3K

○ 給与

- 実勢を反映した積算基準

○ 休暇

- 週休2日モデル工事
- 適正な工期設定指針

○ 希望

- i-Constructionの推進
- インフラ分野のDX
- 中長期的な発注見通しの公表



○ かつこいい

新3Kを実現するための直轄工事における取組

- 建設業の新3K（給与・休暇・希望）を実現するため、国土交通省直轄工事において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

給与

□「労務費見積り尊重宣言」

促進モデル工事★

- 日建連による「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、下請企業からの労務費見積りを尊重する企業を、総合評価や成績評定において優位に評価。
- R2.1月より大規模工事を対象に、関東地整で先行的にモデル工事を発注。
- R2年度は全国でモデル工事を発注。
- ＜R3年度契約件数＞
 - ✓ 促進モデル工事：34件

□CCUS義務化モデル工事等★

- 新たに、一般土木において、CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点するモデル工事を発注。
- ＜R3年度の契約件数＞
 - ✓ 義務化モデル工事：65件
 - ✓ 活用推奨モデル工事：94件

休暇

□週休2日対象工事★

- 週休2日の確保状況に応じて、労務費等を補正するとともに、成績評定を加減点する「週休2日対象工事」を発注。
- ＜これまでの実績＞
 - ✓ 165件(H28年度)
 - 1,106件(H29年度)
 - 2,745件(H30年度)
 - 4,450件(R1年度)
 - 6,853件(R2年度)
 - 7,300件(R3年度)

□適正な工期設定指針

- 適正な工期を設定するための具体的・定量的な指針をR2.3に策定・公表。
- ＜主な内容＞
 - ✓ 施工実日数のほか、準備・後片付け期間、休日、天候等を考慮
 - ✓ 余裕期間制度の原則活用
 - ✓ 受発注者間の工事工程の共有

希望

□i-Constructionの推進★

- 建設現場の生産性を向上するため、必要経費の計上とともに総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」を発注。
- ＜これまでの実績＞
 - ✓ 584件（36%）（H28年度）
 - 912件（42%）（H29年度）
 - 1,104件（57%）（H30年度）
 - 1,890件（79%）（R1年度）
 - 2,396件（81%）（R2年度）
 - 2,264件（84%）（R3年度）

□中長期的な発注見通しの公表

- 改正品確法を踏まえ、R2年度より中長期的な工事発注見通しを作成・公表。

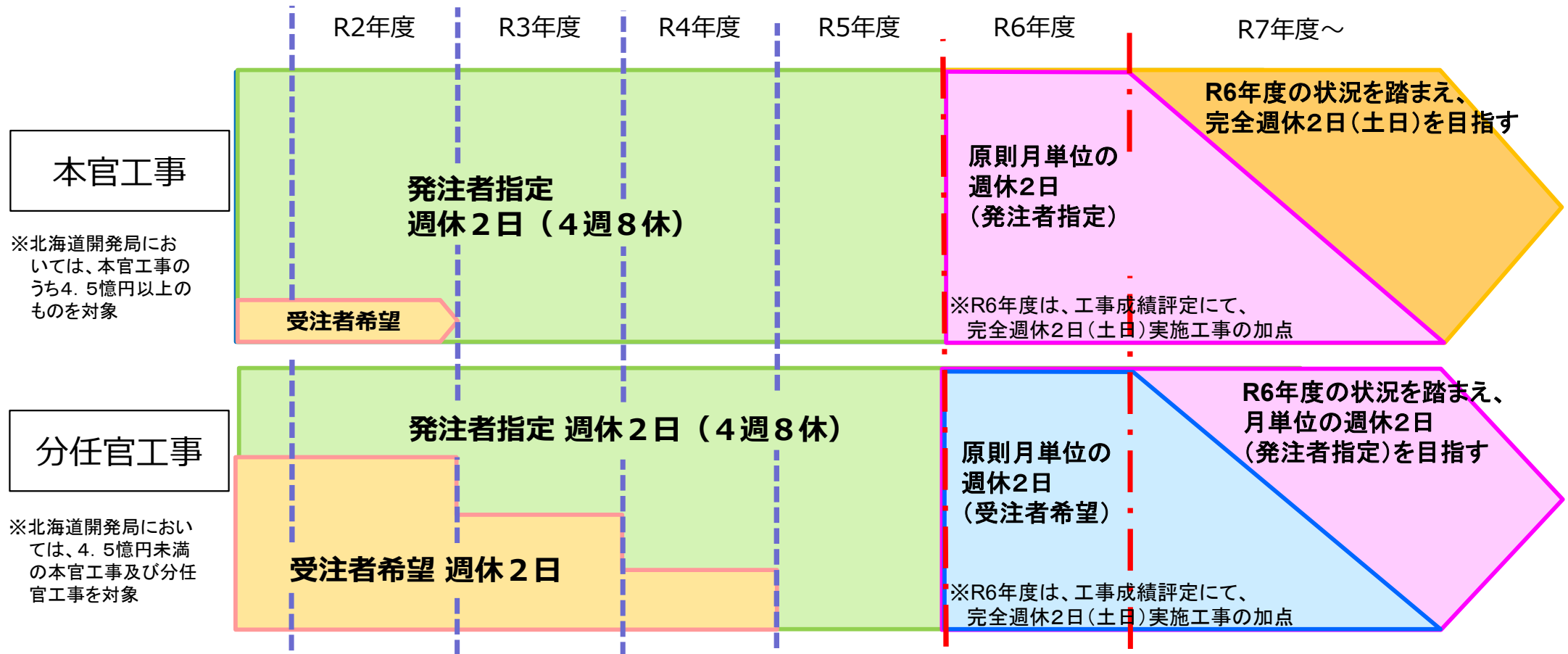
□誇り・魅力・やりがいの醸成

- 建設業のリブランディングに向けた提言をR2.1にとりまとめ。

週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度の直轄土木工事の発注方針～

- 他産業と遜色ない休日取得ができる現場の実現に取り組む
- R5年度までに工期全体（通期）の週休2日が標準化されたことから、R6年度より月単位の週休2日を推進
- 休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休2日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

月単位の週休2日工事の発注方針（イメージ案）



※原則の対象外：緊急復旧工事を想定

「月単位で週休2日を達成した工事」の判定

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）により、達成状況を確認。

「月単位で週休2日を達成した工事」

→対象期間において、全ての月毎に4週8休(28.5%以上)を達成している工事

「月単位で週休2日を達成した工事」

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日/31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日/28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→29.0%(9日/31日)

「月単位で週休2日を達成していない工事」

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日/31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日/28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→22.5%(7日/31日)

32.2%
(29日/90日)

30.0%
(27日/90日)
※工期全体では達成している

なお、暦上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものと見なす。

(例1)

黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.8%(8日/31日)

→現場閉所8日≥土日計8日

→月単位で4週8休を達成

(例2)

■:期間対象外

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.0%(3日/12日)

→現場閉所3日≥土日計2日

→月単位で4週8休を達成

(例3)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※「週」は、日曜日から土曜日の7日間とし、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。

週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度以降の直轄土木工事の週休2日補正係数～

- 月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用
- 月単位の週休2日の補正係数について、R7年度以降は実施状況を踏まえて検討することとし、完全週休2日（土日）の実現に向けた取組についても引き続き検討

<現場閉所>

補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03		労務費:1.02 機械経費(賃料):1.00 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02		労務費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05
R7以降	—		実施状況等を踏まえた数値を検討		

<交替制>

補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 現場管理費:1.01		労務費:1.02 現場管理費:1.02		労務費:1.04 現場管理費:1.03
R7以降	—		実施状況等を踏まえた数値を検討		

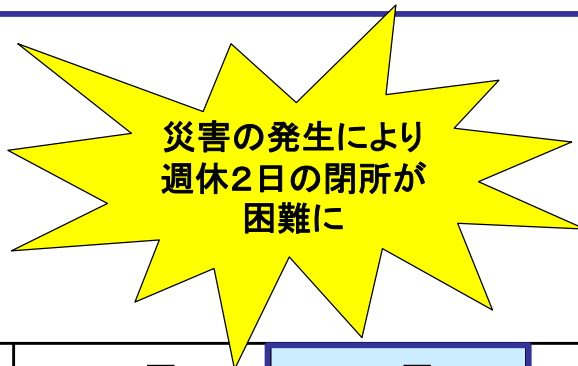
※柔軟な休日の観点から、**工期の一部で現場閉所から交替制に途中変更する試行について、月単位の週休2日適用工事にも対象拡大**

柔軟な休日(閉所から交替制)の設定(九地整試行工事)

閉所と交替制の柔軟な活用(R5~)

○該当工事があれば技術管理課へ相談

⇒ 週休二日(現場閉所)の工事において、受注者に責めの無い事象(災害等)により、工期の一部期間で「交替制」とせざるを得なかった場合、通常は残工期は「交替制の補正係数」が適用(≒減額)されるが、当該試行工事では当初の「閉所」の補正率を計上



R5	通期の閉所→通期の交替制	閉所の補正率のまま
R6	月単位の閉所→月単位の交替制	閉所の補正率のまま
	通期の閉所→通期の交替制	

工期	4月	5月	6月	7月	8月	...
週休2日の実施方法(当初予定)	閉所	閉所	閉所 交替	閉所	閉所	...



従来: 「現場閉所」の補正率を「交替制」の補正率へ変更(≒減額)

試行工事: 「現場閉所」の補正率のまま(※受注者の責ではない場合に限る)

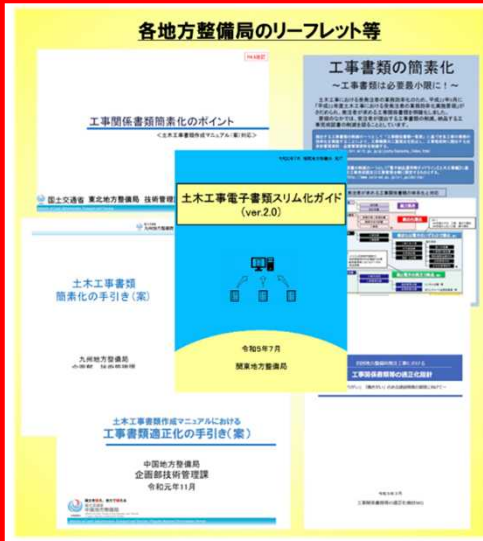
5. 円滑な施工体制の確保

書類作成業務のさらなる負担軽減【全地整共通の取り組み】

R6年4月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた5つの支援メニューを実施

直轄工事での取組

「工事書類スリム化のポイント」の横展開

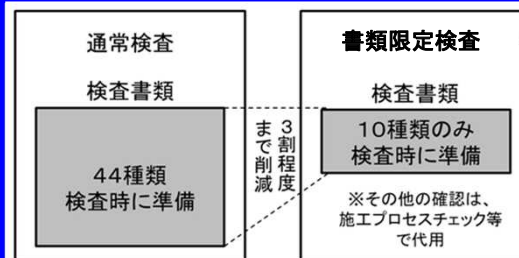


○「工事書類スリム化のポイント」等を盛り込んだ、ガイドライン・リーフレット等を作成し、受発注者の隅々まで展開

工事書類スリム化のポイント

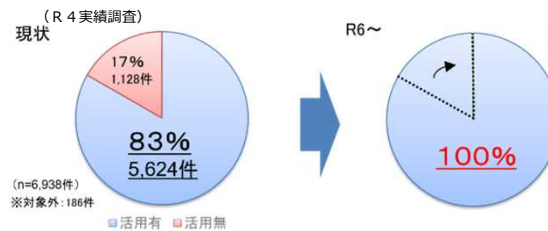
- 工事書類の原則電子化(ASP活用)
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

「書類限定検査」(44→10種類)の原則化



○完成工事における工事検査書類を44種類から10種類に限定する工事を「原則、実施」することとし、「書類限定検査」として標準化

書類限定検査のイメージ



『2024働き方改革対応相談窓口（仮称）』の設置について

○各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談を受ける窓口を設置

⇒九州地整:『2024働き方改革対応相談窓口』

【企画部技術管理課／各事務所】



書類関係業務の積算計上

○工事実施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、積算の更なる適正化を推進

工事関係書類の標準様式の展開

- 国交省標準様式をHPで公表
- 都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う



連携 自治体との

働き方改革(罰則付き時間外労働規制)に向けた九地整の新たな取り組み

①生産性向上(≒時間外労働削減)を実感するための運用基準の再構築

- ⇒ 5つの運用基準の改正とパッケージ運用【通称：5(ファイブ)ルール】
- ・上記基準の適正運用を促すポイント集【通称：勘所】

【九州地整ホームページにて公開中】

https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html



かんどころ
工事の適正執行のための勘所
(ver.1.1)

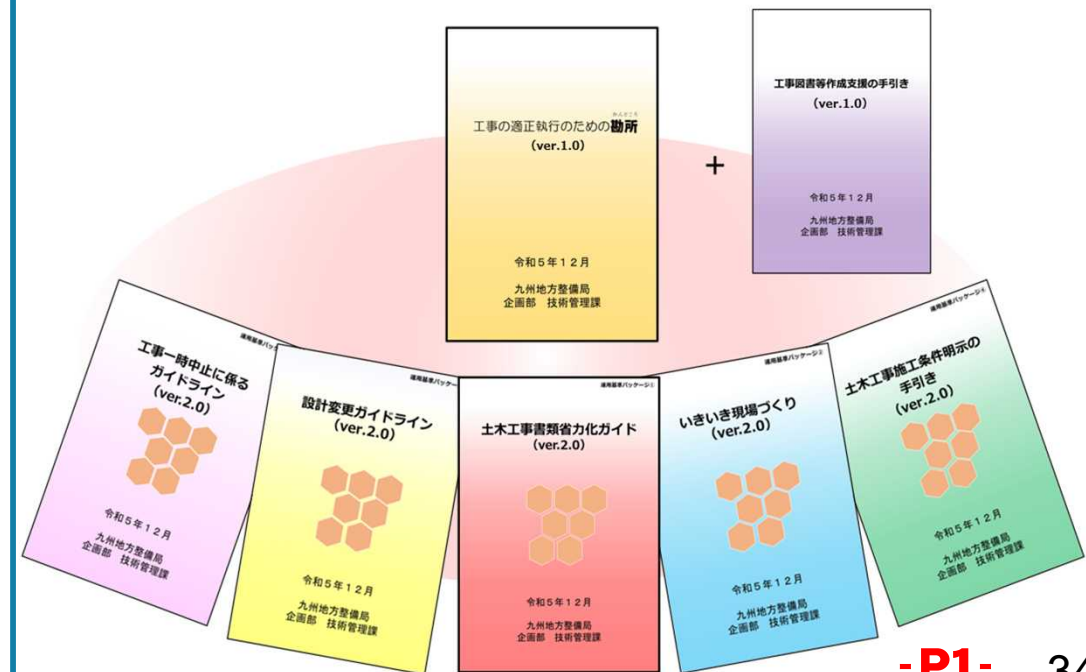
令和6年2月
 九州地方整備局
 企画部 技術管理課

表紙

I. 品確法に定められた、『発注者の責務』を再認識しましょう！

- 予定価格の適正な設定(必要な費用の計上、見積りの活用)
- 歩切の根拠(現場状況に即した積算)
- 低入札価格調査基準価格(自治体:最低制限価格)の設定・活用の徹底等
- 施工時期の平準化(国債、繰越活用)
- 適正な工期設定(週休2日制・雨天率・作業不能日設定、1班作業工程)
- 適切な設計変更(適切な工期確保(延期)・適切な増額変更)
- 発注者間の連携体制の構築(三者会議、設計変更協議会等に判断できる者が参加)

～働き方改革のための「五つの運用基準(通称:5ルール)」&「勘所」～



Ⅱ. 適正執行のための“勘所”を確認してください！

建設産業の新たな課題である“長時間労働の是正”や“生産性向上”に対応するため、令和元年に「担い手三法(品確法／建設業法／入契法)」が改正された。一方、令和6年4月から改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用されることから、受発注者間に内在する課題が顕著化することが懸念される。

そこで、発注者の責務として明確化された事項等に大きく反した運用とならぬよう、発注者として適正執行に努めるべく運用の“勘所(かんどころ)”を以下にまとめた。

設計段階

◆ 「工期」「価格」は適切か？

- _工期設定支援システムを活用し、**複数班施工等の工事は、必要な経費を計上**
- _地域の実情等(出水期、地域の祭り、片付け等)に応じて**必要な作業不可日を計上**
- _平準化・余裕を勘案し工期設定(繁忙期避け)国債等を積極活用(**余裕工期を原則設定**)
- _標準歩掛が適用できない現場は、**見積により現場条件に応じた価格設定**

◆ 変更対応も視野においた条件明示を！

- _着手後の変更も想定した上で、**事前に明確にしておくべき当初条件も記載**
- _施工条件明示チェックリスト、**施工条件確認シートの内容を組織的にチェック**

施工段階

◆ 日々のコミュニケーションによる“ものづくり”

- _**工事工程クリティカルパスを共有**し、受注者の責によらない工程に影響する事案発生の場合は**工期及び費用を適正に変更**
- _まずは当該工事に関する設計の考え方と課題を**現場技術員(監督補助)も含めて共有**
- _事業は段取り八分。**ワンデーレスポンス(回答時期の明確化を含む)を徹底**
ウィークリースタンスを適用

①依頼日・時間及び期限に関すること ②会議・打合せに関すること ③業務時間外の連絡に関すること

◆ 円滑な協議対応

◆ 設計変更資料の役割分担

- _必要以上の情報を求めぬよう、**早々に設計変更協議会等で技術副所長等を含めて議論**
- _上記会議では**資料作成等の役割分担を明確化**
- _発注者自ら作成すべき資料でやむを得ず作成できない場合は、**必要な経費を計上したうえで第三者を活用**

……………【別途「工事図書等作成支援の手引き」参照】

完成時

◆ 完成検査

- _契約事項を理解したうえで、「**書類限定検査(標準化)**」(10書類)を活用した**工事検査**

Ⅲ.現場における留意点

【工事内容に見合う対価】

■変更が3割を超えたことを理由に「設計変更に応じない」「打ち切り竣工」などはあってはならない

- ⇒○目的物の構造特性や現場条件等から分離発注が難しく一体不可分なものについては、当該工事にて適切に（増工）設計変更を行う。
○そのためには、指示内容の費用を把握した上での予算管理が行えるよう、現場（出張所長・建設監督官）と発注担当課は常に情報共有
注意：・設計変更協議会で変更内容を確認、両者納得の上で変更

■変更において、一方的な当初数量減は厳に慎むこと

- ⇒○当初発注の前提条件でもある「数量」を大幅に変更する事は、当初発注時の「入札の公平性」にも影響
○やむを得ず数量減とせざるを得ない場合においては、事前に受注者への丁寧な説明と対等な立場での議論により合意を得ること
注意：・設計変更協議会で変更判断・決定できる職員の下、内容の確認を行うこと

■過去の変更事例に関わらず、適切な理由で現場施工されたものは設計変更の対象とする

- ⇒○品確法に定められている発注者の責務として「適切な設計変更（適切な工期確保・適切な増額変更）」から、受注者の責によらない必要な施工に対しては相応の対価を支払う必要がある
○一方で、設計変更には施工条件変更理由が必要であることから、当初発注時の「条件明示」や契約後の「工事工程のクリティカルパスの共有」は重要である
注意：・施工上、必要な内容等については契約上、協議に基づき変更の対象とする

【生産性向上】

■運搬可能な規格の製品であれば、現場打ちとの経済比較なしでプレキャストを採用してよい

- ⇒○中型までのプレキャストであれば、特車等により運搬可能なものは、原則、二次製品を採用
ただし、現場・運搬条件等によっては、採用出来ない場合もあり得る
○大型プレキャストの場合は、VFM比較（例えば、工期/技能者数/安全性/施工日数/休暇日数/メン費用/環境負荷/景観/早期完成効果/地域特性etc）により有利であればプレキャストの導入が可能
注意：・施工者からプレキャスト活用の提案がなされた場合、従来であれば「承諾」による施工であったが、中型までの一般的な製品であれば変更可能【心配であれば技術管理課へ相談】

【技術者交代】

■やむを得ない事情や一定の区切りが認められる場合は、監理技術者は交代してよい。

⇒○以下の途中交代の要件を満たせば交代が可能

- ①病気・死亡・退職等、やむを得ない場合（時期を問わず途中交代が可能）
- ②受注者の責によらない契約事項の変更（工期延期）を伴う場合、交代が合理的な場合
- ③工程上一定の区切りと認められる（品質・出来形管理が必要な工種完了）場合

注意：・交代前後の監理技術者は、同等以上技術力確保が必要。

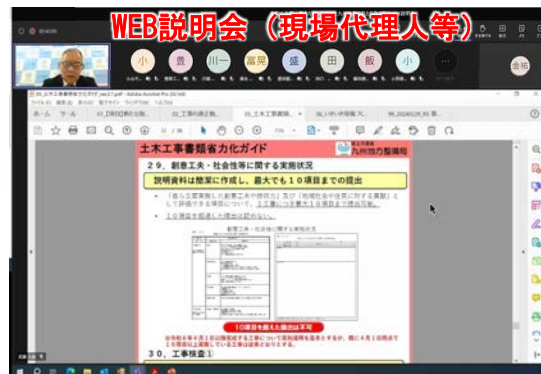
・同等以上の技術者配置が出来ない場合は、競争参加資格満足すれば、交代可能。なお、その際に後任技術者が前任技術者と同等とならなかった場合、前任技術者と同等の技術力により工事が実施されれば、工事評点の減点は行わない。 **-P3-** 36

働き方改革に向けたブロック説明会の実施状況

- 働き方改革に向けた九州地整の新たな取り組みに関する説明会（対象：担当職員・支援業務受注者・建設業協会）を県ブロック毎に実施
- 現契約工事の現場代理人・監理技術者を対象としたWEB説明会
- 上記説明会の動画をYouTube配信【九州地整HP：https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatatakaikaku.html】



ブロック	事務所			建設業協会			WEB説明会				
	開催日	出席者(担当職員・現場技術員)	出席者数	開催日	出席者	出席者数	開催日	出席者	出席者数		
福岡県	2月9日(金)	本局、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、九州技術事務所、福岡国道事務所、有明海沿岸国道事務所	35	福岡県建設業協会	2月8日(木)	会長、副会長ほか	40	2月29日(木)	現場代理人等	462	
	2月20日(火)	本局、福岡国道事務所、北九州国道事務所、遠賀川河川事務所、有明海沿岸国道事務所、筑後川ダム統合管理事務所、国営海の中道海浜公園事務所	83								
佐賀県	3月7日(木)	佐賀国道事務所、武雄河川事務所、佐賀河川事務所、有明海沿岸国道事務所、国営海の中道海浜公園事務所	50	佐賀県建設業協会	3月7日(木)	会長、副会長ほか	39				
長崎県	3月6日(水)	長崎河川国道事務所	48	長崎県建設業協会	3月6日(水)	会長、副会長ほか	36				
熊本県	2月5日(月)	熊本河川国道事務所、菊池川河川事務所、阿蘇砂防事務所、緑川ダム管理所	41	熊本県建設業協会	2月5日(月)	会長、副会長ほか	66	YouTube配信			
	2月5日(月)	八代河川国道事務所、川辺川ダム砂防事務所、立野ダム工事事務所、八代復興事務所、熊本河川国道事務所	34					配信日	集計時点	視聴数	
大分県	2月27日(火)	大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、山国川河川事務所	55	大分県建設業協会	3月15日(金)	会長、副会長ほか	40	3月5日(火)	3月29日(金)	800	
宮崎県	12月25日(月)	宮崎河川国道事務所	34	宮崎県建設業協会	2月21日(水)	会長、副会長ほか	48				
	2月22日(木)	延岡河川国道事務所	40								
鹿児島県	1月10日(水)	鹿児島国道事務所、川内川河川事務所、鶴田ダム管理所	41	鹿児島県建設業協会	3月11日(月)	会長、副会長ほか	66				
	3月12日(火)	大隅河川国道事務所	47								
小計			508	小計			335	小計			1,262
令和5年度総計: 2,105名											



働き方改革に向けた事務所の取り組み事例

- 昨年度、各県ブロック単位(発注者・現場技術員・建設業協会)、現場代理人等へ「働き方改革の九州地整の新たな取り組み」キャラバン実施
さらに、説明会動画をYouTube配信し、整備局HP・イントラにて周知・浸透を図った。
- 今年4月より建設業における時間外労働の上限規制が適用されることから、2事務所にて説明会を開催し、有明海沿岸国道事務所では、**管内関係自治体にも参加頂き**、施工者向け説明会の中で、「発注者が働き方改革に関する取り組みを実践すること」等の「**実践宣言**」を行っている。

～働き方改革のための「五つの運用基準(通称:5ルール)」&「勘所」～

●生産性向上を実感するための運用基準

- ①働き方改革のための5つの運用基準(通称:5ルール)
- ②工事の適正執行のための勘所
- ③工事図書等作成支援の手引き



●熊本河川国道の取り組み



■熊本河川国道事務所による説明会(合計:約60名)

- ・日程: 令和6年4月10日(水)
- ・出席者: 事務所職員、現場技術員(監督補助ほか)
- ・マスコミ: 九建日報

■有明海沿岸国道事務所による説明会(合計:約120名)

- ・日程: 令和6年5月24日(金)
- ・出席者: 事務所職員、現場技術員(監督補助ほか)
施工業者43社

管内6自治体(佐賀市、大川市、柳川市、みやま市、大牟田市、荒尾市)

大牟田労働基準監督署

- ・マスコミ: 九建日報、佐賀建設新聞、有明新報

■大分河川国道事務所による説明会(合計:約45名)

- ・日程: 令和6年6月12日(水)
- ・出席者: 事務所職員、現場技術員(監督補助等)

■22事務所(上記3事務所含)にて説明会実施及び今後実施予定



適切な設計変更のために① ～施工条件明示の徹底～

- 工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

業界団体からの意見

- 借地が必要であるのに、明記されていない。
- 概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- 支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない 等

- 適切な条件明示の徹底を図るため、「土木工事施工条件明示の手引き (Ver. 2.0)」を作成し、令和5年12月に事務所に通知。



具体的な明示例

- 用地関連 (借地に関する条件の明示)
⇒ 本工事の施工に必要な参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、○年○月○日以降を予定している。
- 支障物件関連 (移設完了時期の明示)
⇒ 本工事区間のうちNo.○○からNo.○○の間については、地下埋設物として○○○(電気・電話・ガス・水道等)があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、○年○月○日頃の予定である。
- 「その他」に記載
⇒ 着手後の現場相違も想定した上で、事前に明確にしておくべき当初設計条件も記載

今後、「土木工事施工条件明示の手引き(ver.2.0)」に追記予定

工事工程クリティカルパスの共有

○施工当初段階において、受発注者間で工事工程の**クリティカルパス**と関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。

(平成29年度より維持工事・緊急対応工事等を除き原則的に全ての土木工事で適用)



<工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。
- ② 施工計画に影響する場合は、その内容と**受発注者の責任を明確化**。
- ③ 施工途中に**受注者の責によらない工程の遅れ**が発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を実施。



担当者	事項	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
施工者	〇〇工	■						
	〇〇工		■	■	■			
	〇〇工			■	■	■	■	
	〇〇工						■	■
発注者	支障物件移設	■	■	■				
	〇〇協議	■						

クリティカルパスを含む工事工程(イメージ)

工期の変更・間接工事費の変更

○**一時中止の有無にかかわらず**、受注者に責任がない中で**工期を延期した場合**(天候要因等の場合)には、積算基準に基づき、**間接工事費を変更**。

※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

○また、令和2年度に算定方式の係数見直し

適切な設計変更のために③ ～見積の活用～

■ 厳しい施工条件を踏まえ、見積を活用した積算により、適切な設計変更を行う。

<設計変更の対象とする直接工事費>

- ・ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- ・河川維持工(伐木除根工)
- ・砂防工(コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等)
- ・電源設備工(発電設備設置工、無停電電源設備設置工)
- ・**交差点部や民地乗入部、交通規制等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が積算基準における標準作業量に対し小規模となる路面切削工(路面切削)、舗装打換え工(基層・中間層・表層)、切削オーバーレイ工(切削オーバーレイ)、オーバーレイ工(基層・中間層・表層)**
- ・過去に同一地域で不調・不落の要因となった工種と同種及び類似の工種

<設計変更の対象とする間接工事費>

- ・遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費等
- ・地域外からの労働者確保に要する下記に示す費用
 - 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等の費用
- ・運搬費、役務費(資機材置き場の確保が困難な工事等)
- ・安全費(交通集中が見られる地域等)

※なお、公共工事設計労務単価は変更しない

適切な設計変更のために④ ～3者合同現地調査～

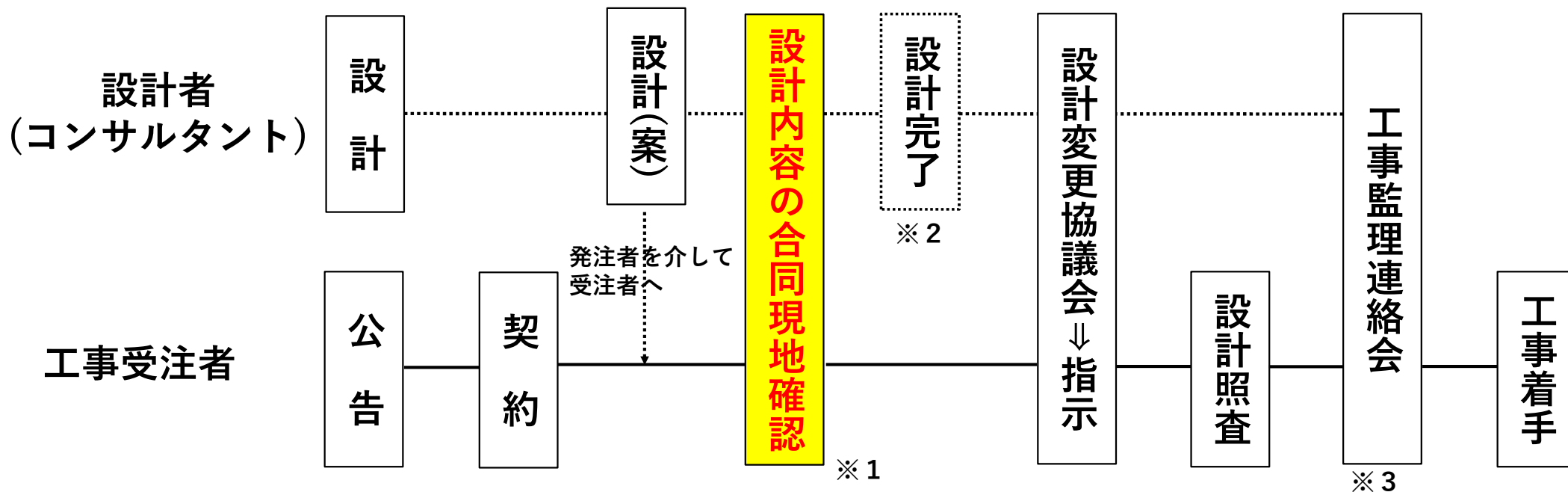
業界の意見

特に概算発注方式の場合、一部現地に合わない設計が見受けられる。

新たな対応

合同現地確認の実施

原則として、設計成果を受注者に指示する前に発注者、受注者、設計者の3者にて現地の確認を行い、設計精度の向上を図る。（概算発注の特記仕様書に追加）



※1：発注者、受注者、コンサルタントの3者合同現地調査

※2：合同現地確認の結果、必要に応じて設計の修正を行う。修正の必要ない場合は、設計変更協議会にて審議

※3：必要に応じて工事監理連絡会を実施

「2024働き方改革対応相談窓口」の設置

業界団体からの意見

24年4月から建設業に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、**受注者等からの各種相談窓口（「2024働き方改革対応相談窓口」）の設置を検討。**

新たな対応

●相談窓口の設置

①総合的な相談窓口として、**各事務所の技術副所長等を相談窓口とし、技術副所長等が一括して相談を受け、24年4月からの罰則付き時間外労働規制に向けて適切に対応する。**



問合せ先：各事務所HP（URL：<https://www.qsr.mlit.go.jp/links/index.html#jimusyoo>）

（※営繕及び港湾空港事務所除く）

②企画部技術管理課においても、**相談窓口を設置。**

問合せ先：・企画部技術管理課：092-476-3546

・いきいき現場づくり

（URL：[qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html](https://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html)）

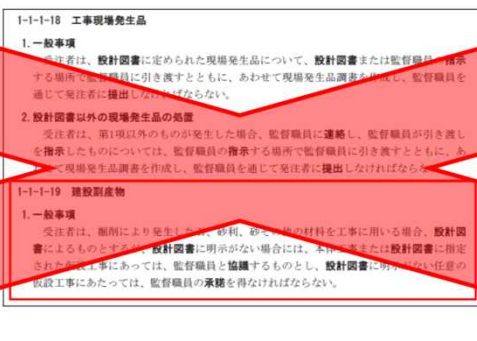
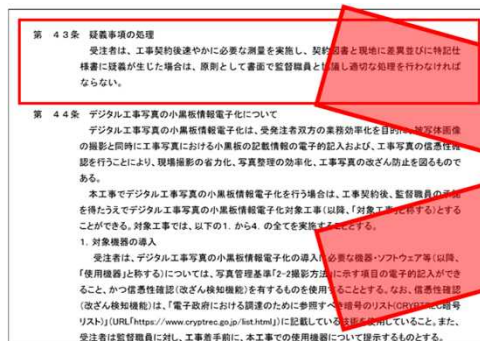
【関係業界からの主な声】

(旧称:土木工事書類簡素化の手引き)

・「以前に比べ書類が減った」という意見がある一方で、「さらなる簡素化に取り組んで欲しい」という声が多数

【土木工事書類省力化ガイドの位置付け】

- 九州地方整備局（港湾空港関係、営繕関係を除く）発注工事の 工事関係書類を必要最小限に省力化（スリム化）するための方法や削減可能な工事書類を紹介
- 受注者及び発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は、本ガイドに基づき工事書類の省力化（スリム化）に留意
- ※受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではない。法令等に規定された書類は適正に作成。



品名	規格	品質	品質管理	品質管理	品質管理	品質管理	品質管理	品質管理	品質管理
1. 土質
2. 砕石
3. 砂
4. 砂利
5. 砕石
6. 砂
7. 砂利
8. 砕石
9. 砂
10. 砂利
11. 砕石
12. 砂
13. 砂利
14. 砕石
15. 砂
16. 砂利
17. 砕石
18. 砂
19. 砂利
20. 砕石
21. 砂
22. 砂利
23. 砕石
24. 砂
25. 砂利
26. 砕石
27. 砂
28. 砂利
29. 砕石
30. 砂
31. 砂利
32. 砕石
33. 砂
34. 砂利
35. 砕石
36. 砂
37. 砂利
38. 砕石
39. 砂
40. 砂利
41. 砕石
42. 砂
43. 砂利
44. 砕石
45. 砂
46. 砂利
47. 砕石
48. 砂
49. 砂利
50. 砕石

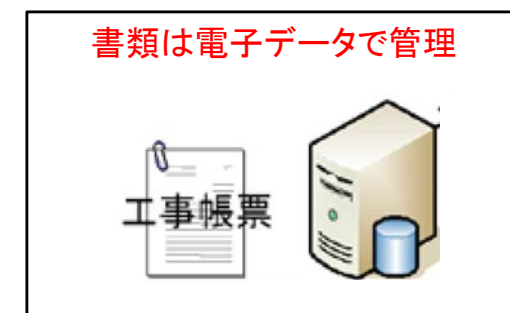
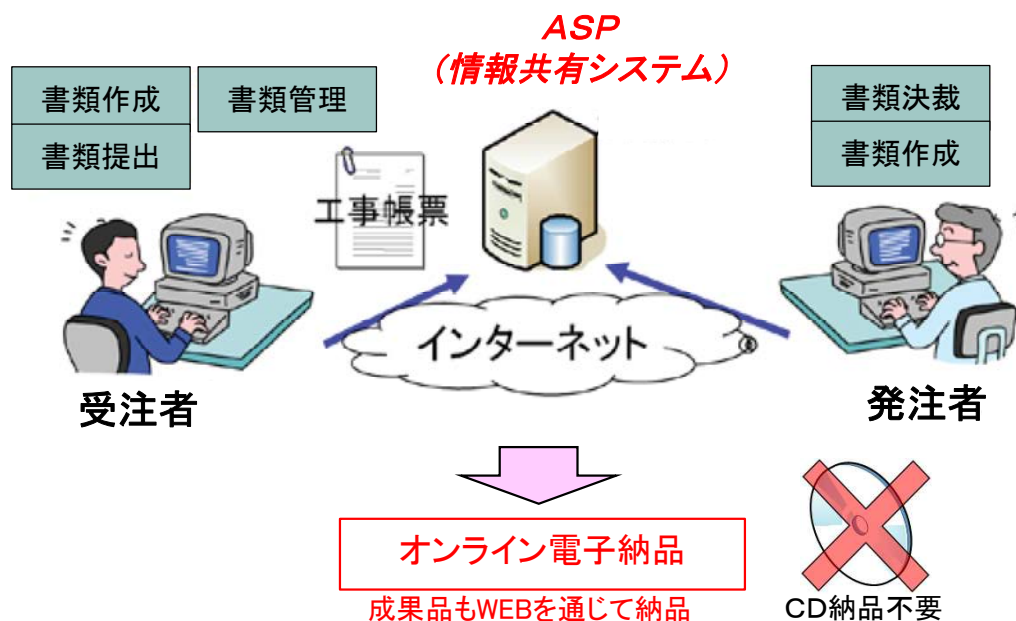
(特記仕様書、共通仕様書、管理基準等)

本ガイドにより、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、電子化、遠隔臨場やWeb会議の活用により、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の推進を図る。

全ての書類は電子化

ASPを活用し書類は電子データで管理

- ASP(情報共有システム)は、書類の作成や受発注者間のやりとりをWEBを通して行うシステムで、書類を電子データで管理。
- 「工事書類の処理の迅速化」を図り、建設現場の働き方改革、生産性向上に寄与。
- 全ての工事においてASP(情報共有システム)を活用し、全ての書類は電子データで管理。



「工事監理連絡会」及び「設計変更協議会」で役割分担を明確化

- 会議に向けた過度な資料作成は不要（≒受発注者で問題を共有することが最優先）
- 判断できる者（技術福所長等）が出席
- 工事着手前の「工事監理連絡会」及び「設計変更協議会」で、受注者が作成すべき書類、発注者が作成すべき書類を明確化し、役割分担を徹底



受注者

受注者の分担

（事例）

- ・工事のお知らせ
（自治会、住民等への周知）
- ・関係機関協議結果に基づく届出
- ・設計図書、条件明示と現場との不整合による協議資料

※役割分担は
「工事図書等作成支援の手引き」により
決定

工事監理連絡会（着手前）



発注者の分担

（事例）

- ・土壤汚染対策法第4条1項に基づく届出
- ・【概算概略発注等のため関係機関協議、未了の場合】
関係機関との設計・施工協議
占用物件の移設の調整、監督処分
- ・設計図書、条件明示と現場との不整合による設計図書修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）

※ 受注者が実施する場合は、その設計費用を
発注者が負担する



発注者

役割分担を明確化

協議に反映

土木工事書類省力化ガイド
(ver.2.2)



令和6年5月

九州地方整備局
企画部 技術管理課

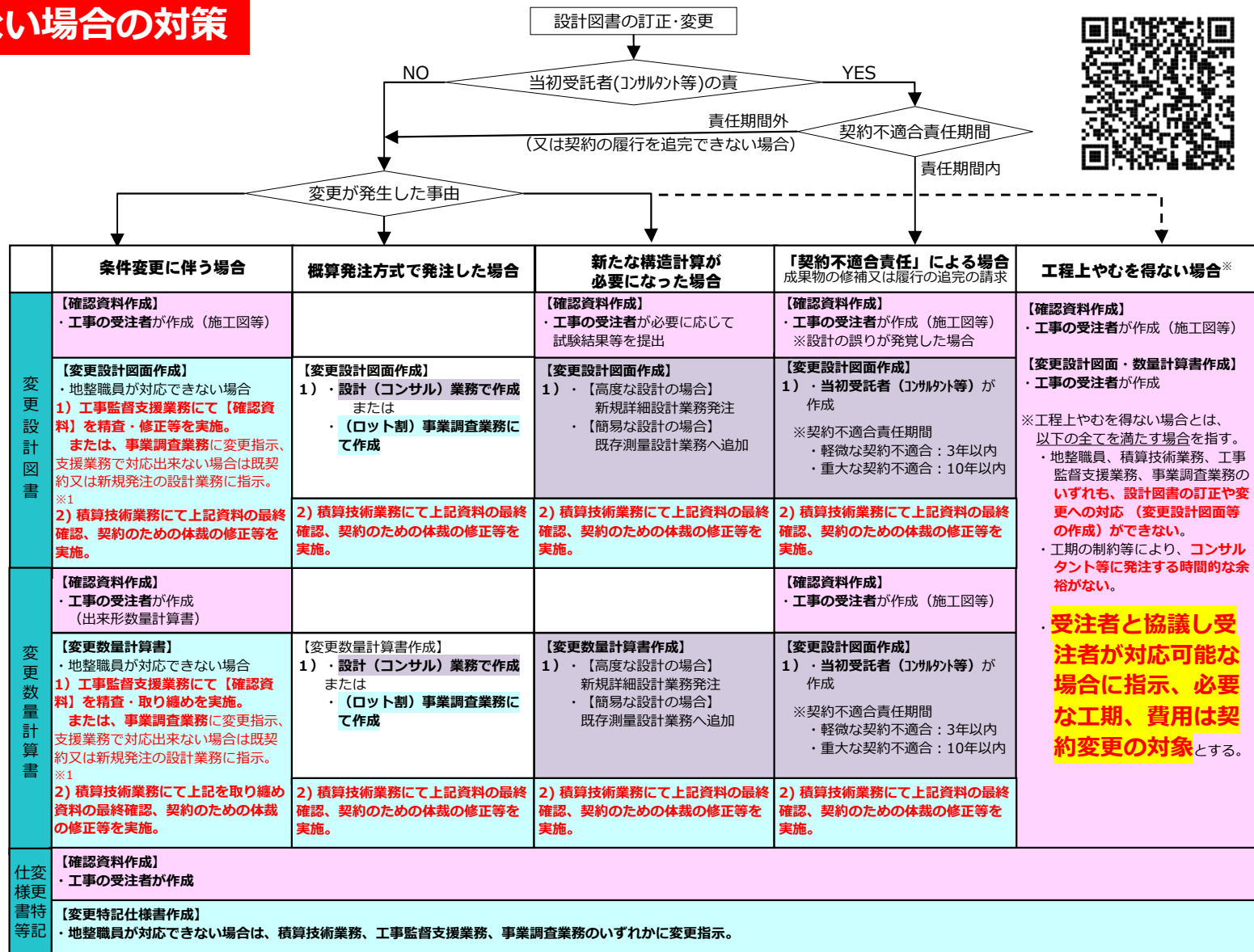
2) 発注者自らが対応できない場合の対策



工事図書等作成支援の手引き (ver.1.0)

令和5年12月

九州地方整備局 企画部 技術管理課



「勤所」、「5ルール」に関するQ&A

No.	分類	質問	回答
7	変更設計	工事受注者に工事書類作成を更追加した場合の費用について、どの費目で計上すればよいか。	費用は、 業務委託料で計上 します。

- ※1: 優先順
1. 工事監督支援業務
 2. 事業調査業務
 3. 既契約測量設計業務追加
 4. 新規設計業務発注

: 発注者が行うべき作業項目等
 : コンサルタント等の作業項目
 : 工事受注者の作業項目
赤字 : 発注者自らが作成できない場合の対策

創意工夫・社会性等に関する実施状況

説明資料は簡潔に作成し、最大でも10項目までの提出

- 「自ら立案実施した創意工夫や技術力」及び「地域社会や住民に対する貢献」として評価できる項目について、各検査毎に最大10項目まで提出可能。
- 10項目を超過した提出は認めない。

※1: 完成検査、完済部分検査については検査毎に最大10項目まで

※2: 実施した事項1つにつき1項目とみなす。(例: 新技術であれば1技術の提出で1項目とみなす)

創意工夫・社会性に関する実施状況

様式-34(1)

創意工夫・社会性等に関する実施状況		
工事名	受注者名	
項目	評価内容	実施内容
□創意工夫 自ら立案実施した 創意工夫や技術力	□施工	・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の活用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT(情報通信技術)の活用等
	□新技術活用	・NETIS登録技術のうち、 ・試行技術の活用 ・「少人数優良技術」の活用 ・「少人数優良技術」を除く有用とされる技術」の活用 ・試行技術及び有用とされる技術以外の新技術の活用
	□品質	・土工、設備、電気の高質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・取組、密着作業等の工夫等
	□安全衛生	・安全衛生教育・講習会・ハットロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・電線安全の工夫等
□社会性等 地域社会や住民に に対する貢献	□地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・環境調和の両立地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる後援活動への協力等

様式-34(2)

創意工夫・社会性等に関する実施状況		
工事名	受注者名	
項目	評価内容	実施内容
(説明)		
(添付図)		

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別紙とする

10項目を超えた提出は不可

※令和6年4月1日以降完成する工事について原則適用を基本とするが、既に4月1日時点で10項目以上実施している工事は従来どおりとする。

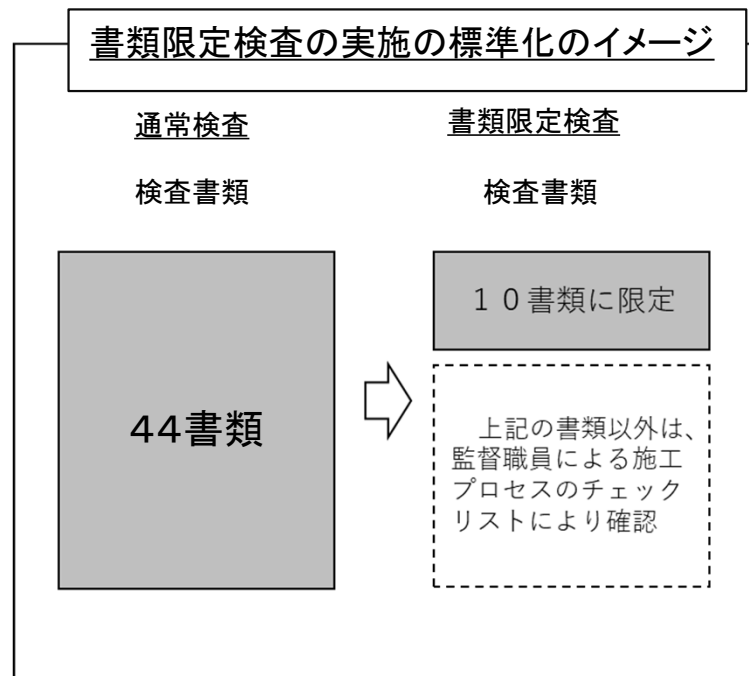


工事検査

「書類限定検査の実施の標準化」を活用し10書類に限定して検査

- 完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査職員の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る。
- 10種類以外の追加書類を求める必要がある場合は検査通知時に受注者に通知すること。

書類限定検査の実施の標準化のイメージ



【対象工事】

全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について、受発注者協議のうえ実施。

※以下の工事については対象外

- ・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員により文書等により改善指示を发出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

① 施工計画書	⑥ 品質規格証明資料
② 施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦ 出来形管理図表
③ 工事打合せ簿 (協議)	⑧ 品質管理図表
④ 工事打合せ簿 (承諾)	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿 (提出)	⑩ 工事写真

土木工事書類省力化ガイド (ver.2.2)



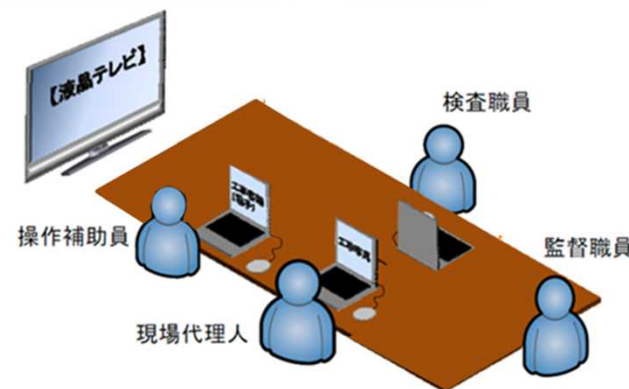
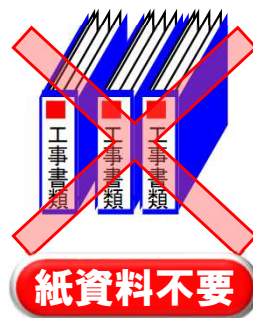
令和6年5月

九州地方整備局
企画部 技術管理課

「工事検査」における書類の取扱いなどを明確化

- 工事検査は電子データにより実施
- 不要な書類を作成しても工事成績評価では評価されない

- 土木工事電子書類作成マニュアル及び本ガイドにおいて不要としている書類を作成しても工事成績評価では評価されない。
- 書類の見栄えや多さは、工事成績評価に影響しない。
- 工事概要説明資料(ダイジェスト版)等の工事検査のために新たな資料の作成不要。
- 監督職員、検査職員は、不要な書類の提出、提示は求めないこと。



- 全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定。
- 標準項目として、「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」を設け、現場環境改善に努める。

(1) 目的

2024年度より建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2) 対象

全ての工事・業務を対象（災害対応等緊急を要する場合は除く）

(3) 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

1) 標準項目

① 依頼日・時間及び期限に関すること

- ・ 休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

② 会議・打合せに関すること

- ・ 業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
- ・ 打合せはWEB会議等の活用に努めること。

③ 業務時間外の連絡に関すること

- ・ 業務時間外の連絡を行わない。（ASP・メール含む。）
- ・ 受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

2) 追加項目

その他について、受発注者間において確認のうえ決定しても良い。

(4) 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。
工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。



統一現場閉所の取り組み

- 九州地方整備局、沖縄総合事務局、九州・沖縄各県・政令市において、建設業の働き方改革を推進するため、共通目標を設定し取り組んでいる。
 - 共通目標の1つとして、令和2年度より「統一現場閉所日」を設定しており、令和6年度は毎月第4土曜日を統一現場閉所日とすることとしている。また、各県が独自に実施している統一現場閉所の取り組みを県内の各機関※も推進する。
- ※令和6年度共通目標記者発表URL(九州地整HP内): http://www.qsr.mlit.go.jp/press_release/r5/24031801.html



【令和6年度の九州・沖縄ブロック統一ポスター】

【統一現場閉所日の設定状況】

	R 4	R 5	R 6 予定
九州・沖縄ブロック	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
九州地方整備局	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
沖縄総合事務局	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日
福岡県	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
佐賀県	毎月第4土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月毎週土曜日
長崎県	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日
熊本県	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
大分県	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
宮崎県	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日
鹿児島県	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第3・第4土曜日	毎週土曜日
沖縄県	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日
北九州市	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
福岡市	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
熊本市	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日

【※取り組みを推進する機関】

- 国：九州地方整備局、沖縄総合事務局
県：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
政令市：北九州市、福岡市、熊本市

工事関係書類の様式の統一化

○九州地方整備局、沖縄総合事務局、九州・沖縄各県・政令市において、建設業の働き方改革を推進するため、共通目標を設定し取り組んでいる。

○共通目標の1つとして、令和2年度より「工事関係書類の様式の統一化」を設定し取り組みを進めており、令和5年度末時点で全43様式のうち31様式(72%)の統一化を実施済み。**令和6年度中に全様式の統一化を実施する予定。**

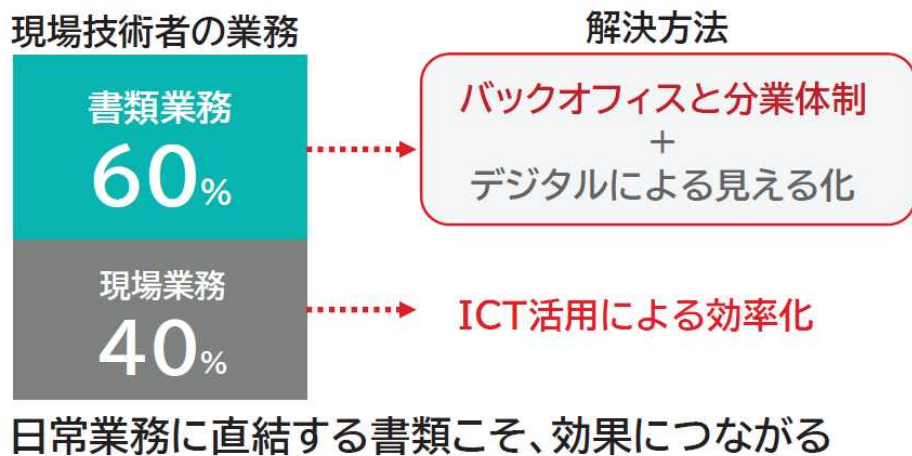
※令和6年度共通目標記者発表URL(九州地整HP内): http://www.qsr.mlit.go.jp/press_release/r5/24031801.html

様式番号	書類名称等	様式番号	書類名称等
1	様式-1 現場代理人等通知書	26	様式-18 工事出来高内訳書
2	様式-1(2) 経歴書	27	様式-19 請負工事既済部分検査請求書
3	様式-1(3) 現場代理人等変更通知書	28	様式-21 修補完了届
4	様式-2 請負代金内訳書	29	様式-22 部分使用承諾書
5	様式-3(1) 工程表	30	様式-23 工期延期届
6	様式-3(2) 変更工程表	31	様式-24 支給品受領書
7	様式-4 建設業退職金共済制度の掛金収納書	32	様式-25 支給品精算書
8	様式-5 請求書(前払金, 中間前払金, 指定部分完済払金, 部分払金, 完成代金)	33	様式-26 建設機械使用実績報告書
9	様式-5(2) 請求内訳書(部分払)	34	様式-27 建設機械借用・返納書
10	様式-5(3) 請求内訳書(国債部分払)	35	様式-28 現場発生品調書
11	様式-5(4) 請求内訳書(指定部分払)	36	様式-29 完成通知書
12	様式-6(1) V E 提案書(契約後VE時)	37	様式-30 引渡書
13	様式-6(2) V E 提案書(契約後VE時)	38	様式-31 出来形管理図表
14	様式-6(3) V E 提案書(契約後VE時)	39	様式-31-2 出来形合否判定総括表
15	様式-6(4) V E 提案書(契約後VE時)	40	様式-32 品質管理図表
16	様式-7 品質証明員通知書	41	様式-33 品質証明書
17	様式-9 工事打合せ簿(指示, 協議, 承諾, 提出, 報告, 通知)	42	様式-34(1) 創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)
18	様式-10 材料確認書	43	様式-34(2) 創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)
19	様式-11 段階確認書		
20	様式-12 確認・立会依頼書		
21	様式-13 工事事故速報		
22	様式-14 工事履行報告書		
23	様式-15 認定請求書		
24	様式-16 指定部分完成通知書		
25	様式-17 指定部分引渡書		

: 全機関で統一化が完了している様式

- 建設ディレクターとは、ITとコミュニケーションスキルで現場を支援する新しい職域です。現場技術者の負担を軽減し、作業の効率化と就労時間の短縮を図る効果的な取組として「働き方改革への取組」にも繋がります。
- 工事施工に係るデータの整理及び処理、提出する書類の作成やICT業務等を行い、専門スキルを身に着け、現場とオフィスをつなぎ・支援することで、技術者が品質管理や技術の継承などに集中する環境をつくります。ポータブルスキルを身につけることでライフステージに左右されない安定した雇用が保たれ女性や若手の業界進出、多様な人材の活躍にも繋がっています。

新しい職域「建設ディレクター」の創出



©一般社団法人建設ディレクター協会

建設ディレクターとは

ITとコミュニケーションで現場を支援する新しい職域

技術者の業務をワークシェアリングし、書類作成やデータ整理、ICT業務を担う人材です。技術者とともに技術・知識の向上や業務効率化、生産性向上に取り組みます。

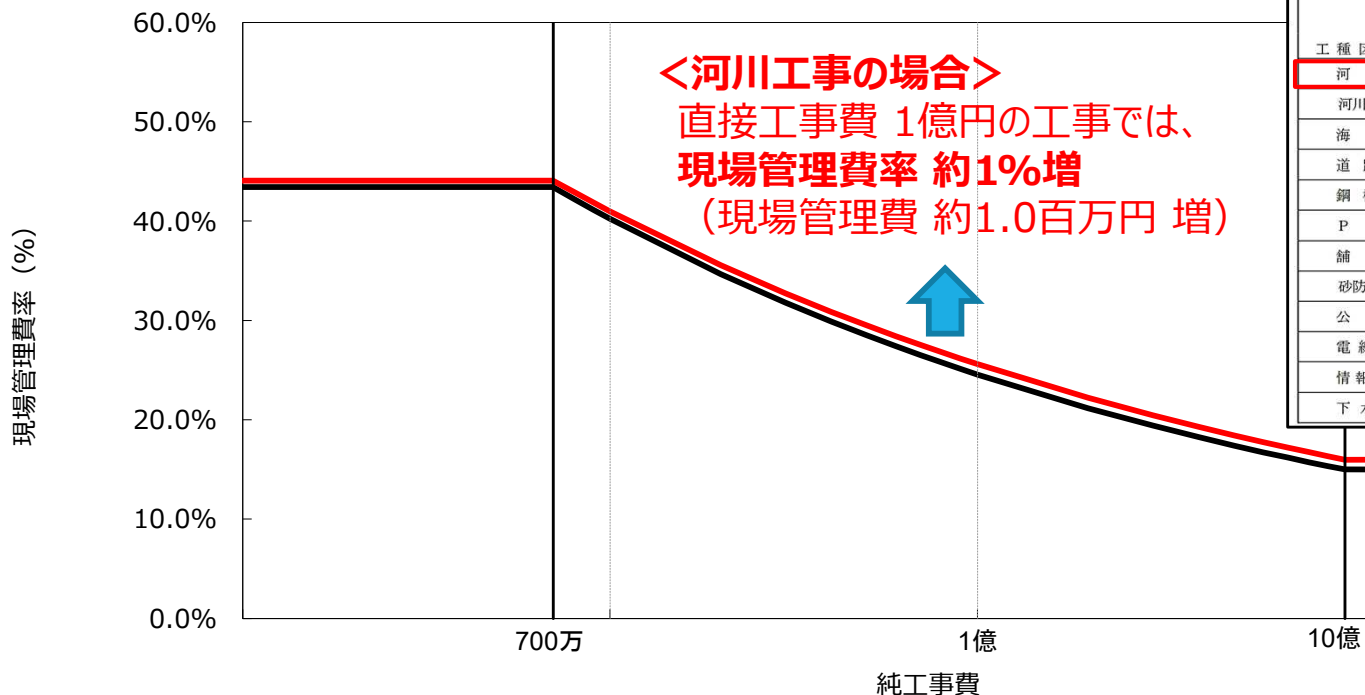


©一般社団法人建設ディレクター協会

時間外労働規制適用に対応するための現場管理費の見直し

- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理費率の改定イメージ



別表第2
第1表
現場管理費率

工種区分	対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
		下記の率とする	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする	
			A	b		
河川工事		43.43 44.05	$1,276.7 \times 1118.2$	$= -0.2145$	-0.2052	14.98 15.91
河川・道路構造物工事		42.54 43.11	458.2 402.3	$= -0.1508$	-0.1417	20.13 21.34
海岸工事		27.79 28.11	113.9 100.3	$= -0.0895$	-0.0807	17.82 18.84
道路改良工事		33.69 34.09	87.0 76.4	$= -0.0602$	-0.0512	24.99 26.44
鋼橋架設工事		48.24 48.86	303.1 265.1	$= -0.1166$	-0.1073	27.05 28.69
P C 橋工事		30.78 31.06	120.9 111.0	$= -0.0868$	-0.0808	20.01 20.80
舗装工事		40.38 40.83	668.7 598.0	$= -0.1781$	-0.1703	16.69 17.54
砂防・地すべり等工事		45.75 46.27	1370.6 1229.5	$= -0.2157$	-0.2081	15.69 16.48
公園工事		42.63 43.09	387.3 347.3	$= -0.1400$	-0.1324	21.28 22.34
電線共同溝工事		60.36 61.19	2408.8 2132.5	$= -0.2339$	-0.2253	18.91 20.01
情報ボックス工事		54.04 54.60	1692.0 1528.4	$= -0.2185$	-0.2114	18.28 19.13
下水道(4)工事		35.05 35.56	204.8 178.6	$= -0.1120$	-0.1024	20.11 21.39

【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%



【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

【参考】九地整発注工事における熱中症対策に関する積算について

	通知日	区分	計上項目	積算方法									
熱中症対策	R1.5.31 通知	現場 管理費	<p>●工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>補正值(%)=真夏日率×補正係数(1.2) 真夏日率=工期期間中の真夏日÷工期 ※真夏日:日最高気温が30度以上の日</p> </div>	補正									
	H29.3.21 通知	共通 仮設費	<p>●現場環境改善費(K) $K=i \cdot P_i + \alpha$</p> <p style="text-align: center;">率計上 積上げ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">計上費目</th> <th style="background-color: #ffff00;">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1.用水・電力等の供給設備, 2.緑化・花壇 等</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舍の快適化 3.交通誘導警備員待機室 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2.盗難防止対策 3.避暑（熱中症予防）・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表 等</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備, 2.緑化・花壇 等	営繕関係	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舍の快適化 3.交通誘導警備員待機室 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2.盗難防止対策 3.避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表 等
計上費目	実施する内容（率計上分）												
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備, 2.緑化・花壇 等												
営繕関係	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舍の快適化 3.交通誘導警備員待機室 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等												
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2.盗難防止対策 3.避暑（熱中症予防）・防寒対策												
地域連携	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表 等												

【参考】九地整発注工事における熱中症対策に関する積算について

○工事積算における熱中症対策に関する対応としては、①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行、②現場環境改善費による避暑対策(熱中症予防)があるが、それぞれの内容について以下のとおり例示する。

①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行<H31年度より試行>

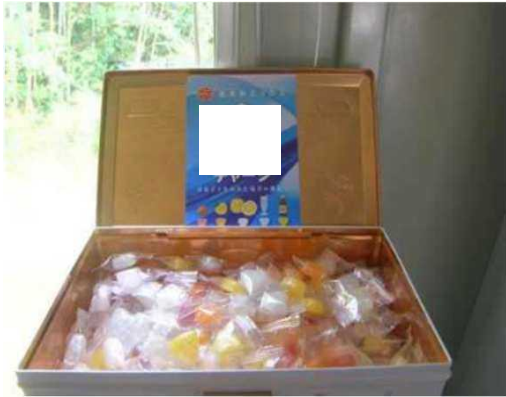
・工事現場の安全(熱中症)対策に要する費用として計上。

主に作業員個人に対する熱中症対策費用。

例:塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

写真出典:「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンとクーリングベルト



熱中症対策キット



【参考】九地整発注工事における熱中症対策に関する積算について

②現場環境改善費における避暑対策(熱中症予防)＜H29年度より＞

・現場環境の改善(安全対策)に要する費用として計上。

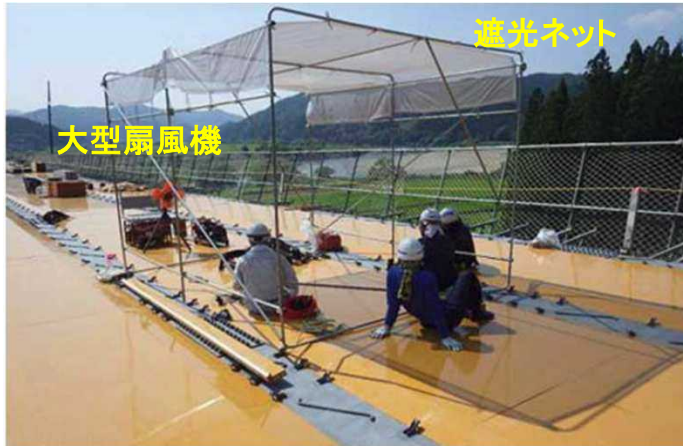
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用。

例: 遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

写真出典:「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

作業員休息所から離れている箇所に休息車を配置
(車内にクーラーや温冷庫を設置)

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機



現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



給水器



製氷機



変更による現場環境改善費の積上げ(+α)

- ①積上げ計上(α)を行う場合は、対策を行う前に現場状況を勘案し、対策内容(規模)等の妥当性を発注者と事前協議(※高額となる対策費用については、事前に技術管理課基準第一係まで報告をお願いします)。
- ②現場環境改善費については、率計上と積上げ積算の重複を避けるため、積上げ計上(α)の対策とは別の対策で5項目の対策を実施すること。なお、同一項目の対策を実施することも可能であるが、その場合は率計上の対策内容と積上げ積算の対策内容が重複しないことを確認。
- ③通常の共通仮設費や現場管理費に含まれているものとの重複(過大)積算とまらないことに留意。
- ④購入するものについては、他の現場への流用(減価償却)も加味した上での必要額の積上げ。
- ⑤現場環境改善費の積み上げ計上(α)する場合は、精算変更時に実施内容を設計図書に明示するものとし、積算にあたっては、「物価資料」または見積り等により適切に費用計上。

【R5.9.1 事務連絡 熱中症対策に関する積算について(周知)の抜粋】

<イメージ(案)>

実際に要した費用(2,384,000円)

※積上げ計上の際は、現場管理費(補正係数)との重複の確認も考慮して計上願います。

現場環境改善費 率計上(官積算)
1,420,000円

現場管理費
補正係数
(官積算)
520,000円

+α
積上げ
444,000円

建設業の魅力発信の取り組み

令和4年度の合意事項から「建設業における魅力発信の取組拡大」を新規で追加し、各機関において業界団体の協力を得ながら、小中学生や高校生、親子向けの現場見学会や体験会等を実施。令和6年度も継続して実施し、建設業の魅力発信の拡充を図る。

<令和5年度の主な取り組み状況>

【佐賀県】



- ・建設業親子現場体験会を開催
- ・コンクリート壁に将来の夢描き
- ・ドローンによる写真撮影
- ・建設重機の操作体験

【大分県】

- ・女性活躍の拡大に向けたスキルアップセミナーや交流会の開催
- ・小中学生を対象にした「土木・建築おしごと教室」を開催
- ・最新のICT技術の活用を体験するバスツアーを開催



【沖縄総合事務局・沖縄県】

- ・現場体験会を開催
- ・VR体験、ハーネス着用体験等
- ・建設現場親子バスツアーを開催
- ・クレーン操作体験等



【福岡市】



- ・職場見学会の実施
- ・出前講座の実施
- ・カレンダー配布
- ・SNSの活用



○対象工事については、遠隔臨場の対象工種がある工事は原則、全ての工事に適用する

- ・遠隔臨場の対象工種がある工事が対象。
- ・受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定する。
- ・実施にかかる費用の全額を発注者が負担。
- ・実施しなくてもペナルティはなし。

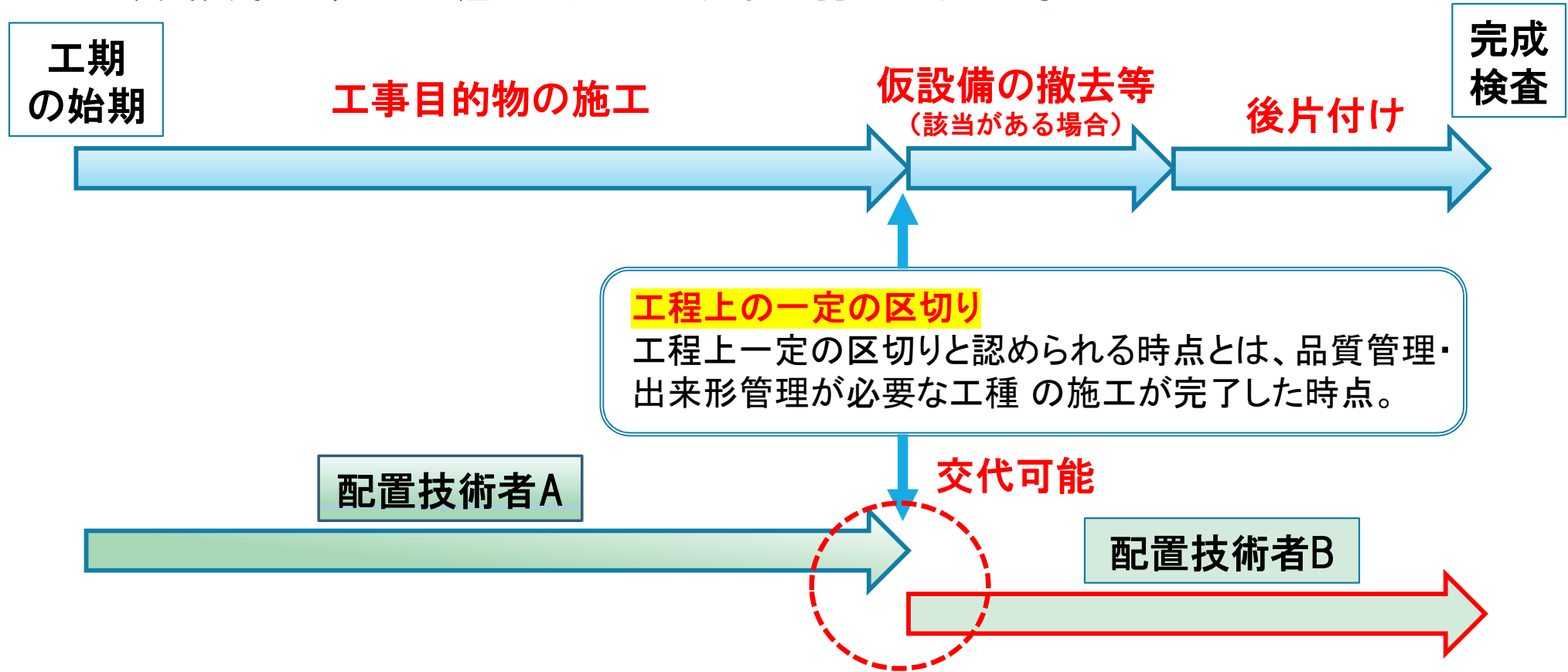
概要



配置予定技術者の途中交代【施工段階】

九州地方整備局では、「**監理技術者等の途中交代可能なルール**」を策定

○途中交代(拡大) : 工程上一定の区切りと認められる場合



工程上の一定の区切り
 工程上一定の区切りと認められる時点とは、品質管理・出来形管理が必要な工種の施工が完了した時点。

交代後の配置技術者(B)の資格要件

- ・交代後の配置予定技術者については、当該工事の入札契約手続きにおける**競争参加資格**（「**同種工事の経験を有する者**」は除く）を満足するものであれば途中交代を認める。
- ・交代前の配置技術者と同等（総合評価の加算点数）以上である必要はない。

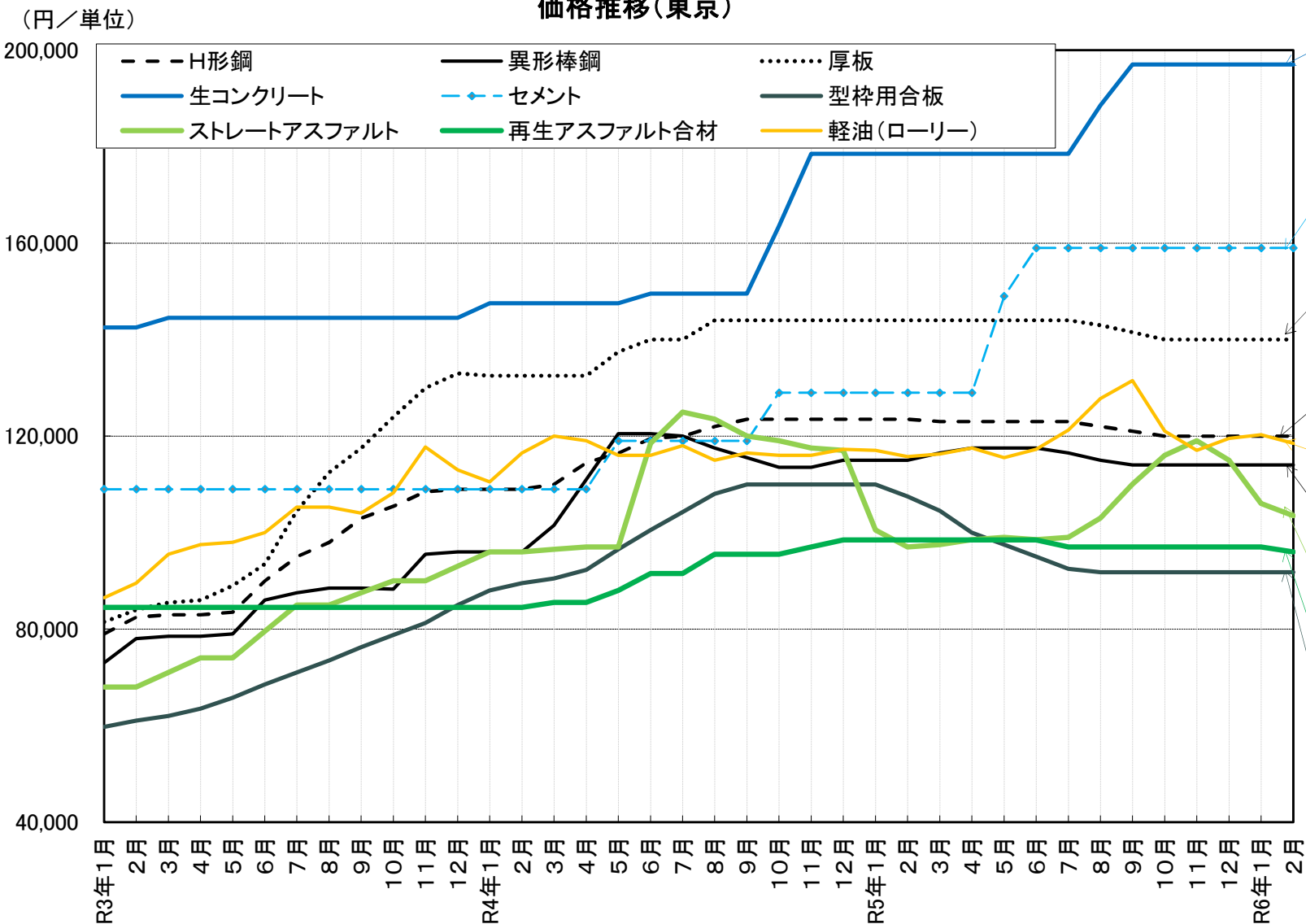
6. 建設資材等の高騰対策について

主要建設資材の価格推移

出典：「建設物価」（一般財団法人 建設物価調査会）
「積算資料」（一般財団法人 経済調査会）

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては小幅に上下しながら高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的にセメント・生コンクリートの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。

価格推移(東京)



生コンクリート (円/10m ³)	2024年2月	¥197,000	(+10.4%)
(2023年2月)	¥178,500		
セメント (円/10t)	2024年2月	¥159,000	(+23.3%)
(2023年2月)	¥129,000		
厚板 (円/t)	2024年2月	¥140,000	(-2.8%)
(2023年2月)	¥144,000		
H形鋼 (円/t)	2024年2月	¥120,000	(-2.8%)
(2023年2月)	¥123,500		
軽油 (円/kl)	2024年2月	¥118,500	(+2.4%)
(2023年2月)	¥115,750		
異形棒鋼 (円/t)	2024年2月	¥114,000	(-0.9%)
(2023年2月)	¥115,000		
ストレートアスファルト (円/t)	2024年2月	¥103,500	(+6.7%)
(2023年2月)	¥97,000		
再生アスファルト合材 (円/10t)	2024年2月	¥96,000	(-2.5%)
(2023年2月)	¥98,500		
型枠用合板 (円/50枚)	2024年2月	¥91,750	(-14.7%)
(2023年2月)	¥107,500		

※市場の最新単価を把握するため、一般に公共工事の予定価格の積算で使用する「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示

国交省直轄工事におけるスライド条項の取扱いについて

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

(参考) スライドの計算例

<計算の前提条件>

- ・単品スライドの場合 : 対象工事費100,000千円(受注者負担は対象工事費に対する1%(1,000千円))
- ・インフレスライドの場合 : 残工事費100,000千円(受注者負担は残工事費に対する1%(1,000千円))

全ての品目の変動額が対象工事費又は残工事費の1%を超えない場合

品目	各材料	契約金額	物価変動 後金額	変動額	品目毎 変動額合計	適用の可否			
						単品スライド		インフレスライド	
燃料油	軽油	5,000	5,890	890	990	×	-	○	990
	ガソリン	300	400	100					
鋼材類	異形棒鋼	2,500	3,400	900	950	×	-	○	950
	H形鋼	500	550	50					
アスファルト類	再生アスファルト合材	4,000	4,500	500	900	×	-	○	900
	アスファルト乳剤	5,000	5,400	400					
コンクリート類	生コン	4,000	4,500	500	900	×	-	○	900
	プレキャストコンク リートL型擁壁	5,000	5,400	400					
				合計	3,740	単品スライド 対象合計額	0	インフレスライド 対象合計額	3,740

- ・単品スライド : 対象工事費の変動額合計3,740千円に対するスライド額は、**0千円**
 - ・インフレスライド : 残工事費の変動額合計3,740千円に対するスライド額は、**2,740千円**(=990+950+900+900-1,000)
- ※全体スライドは12か月以上の工期の工事が対象

単品スライド条項通知の改定概要について

単品スライド額算定の考え方 概略フロー

別紙-1

増額変更の場合の例

受注者

- 単品スライドの請求
(必要な情報、資料等)
 - ・対象品目、対象材料
 - ・変更請求概算額
 - ・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

(参考) 対象品目及び材料

区分	品目	材料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等(賃料や損料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

発注者

- 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
 - ▶ 品目毎の合計金額で比較する(材料毎の比較は行わない)
 - ① 実勢価格に基づく変動後の金額(品目毎の合計金額) 実勢価格は単価合意比率を考慮
 - ② 実際の購入金額 (品目毎の合計金額)

「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

発注者

- 実勢価格にて品目毎の変動額を算出

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認
(品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可)

変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者

- 実勢価格にてスライド額を算定

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

□ 申し出のあった材料毎にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか「実勢価格」にて算出するかを確認

▶ 具体的なフローは次ページ参照

「② 実際の購入金額」が安価となる品目

発注者

- 実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認

変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者

- 実際の購入金額にてスライド額を算定

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

実際の購入金額の確認フロー

別紙-1

受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・対象品目及び対象材料を申出※
 - ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
 - ▶ 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格(単価合意比率考慮)」以上となることを受注者にて確認

(補足) 見積りについて
□ 工期内の代表的な月(1ヶ月以上)とする

※単品スライドの請求時にあわせて提出

第1段階

発注者

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うこと¹の妥当性を確認

<チェック項目>

- 対象材料ごとに以下を確認
 - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月(1ヶ月以上)の単価で確認
 - ▶ 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料

実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会(もしくは地域)全体としてのものではない。

第2段階

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

<チェック項目>

- ①が②以内であるかを確認
 - ① 「実際の購入金額の単価」
(複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均)
 - ② 「実勢価格の単価(単価合意比率考慮) + 30%」
(複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価(単価合意比率考慮)の加重平均 + 30%)

実際の購入金額の妥当性が確認できない

実勢価格にて算出

- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

<確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積り徴収
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング等

実勢価格の単価(単価合意比率考慮)の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認できれば採用可能

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

スライドの留意事項について

①週休2日の補正は、現場閉所(交替制工事の場合は休日確保)の達成状況に応じて確定することから、工期末にならないと確定することができない。

②一方、積算システムの仕様上、スライド設計書作成時に「出来高」として設定した金額は、週休2日の補正も含めその時点で固定されてしまうことから、工期末に達成状況が変化し、補正係数を変更する必要が生じても変更することができない。

⇒①・②より、**週休2日制適用工事のスライド設計書の作成は、工期末の精算変更時に行う。**

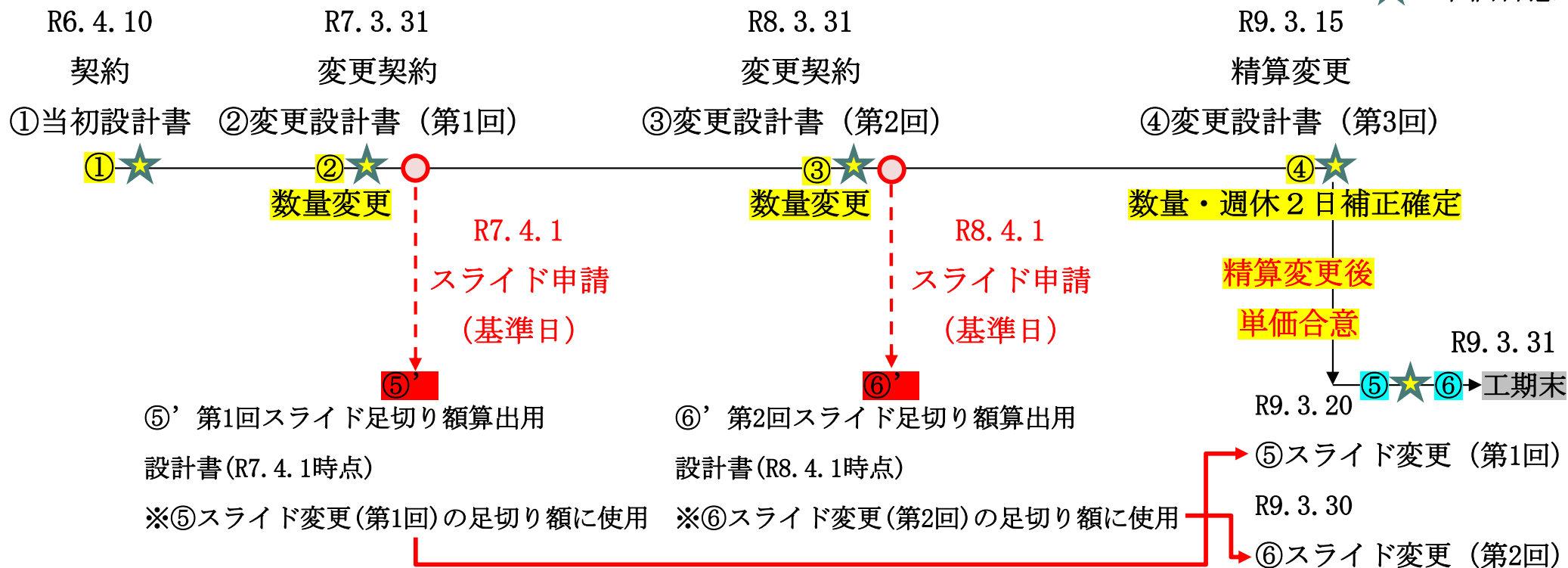
(補正係数を変更する場合は、スライド設計書作成前の精算変更時に変更する。)

ただし、基準日時点で出来高が0の場合、変更することも可能。(複数年維持工事の2年目以降など)

※上記①・②の運用あるいは仕様が変更となった場合、本運用が変更となる場合がある。

■参考:設計書の流れ(例:R6~R8の国債工事)

★: 単価合意



(参考) スライド条項適用状況

- 地方整備局（港湾空港関係を除く）締結の契約におけるスライド条項（工事請負契約書第26条）適用状況

308件（平成29年度～令和3年度平均）

増額・減額スライド適用件数				
年度	全体	単品	インフレ	合計
R3	1	23	146	170
R2	21	4	243	268
R1	7	4	367	378
H30	34	11	344	389
H29	2	4	327	333
5年度平均 (H29~R3)	13	9	285	308

※ 5年度平均欄はスライド種別ごとに四捨五入しているため合計と符合しません。

※ 地方整備局（港湾空港関係を除く）において各年度中にスライド変更契約を締結した件数（当初契約各年度）

〔参考〕 当初契約件数年度平均（H29～R3年度） 約7,700件

○各種スライド条項(工事請負契約書第26条第1項～第6項)における規定、イメージ図、計算例、FAQなどを国土交通省のウェブサイトに掲載しています。

【掲載箇所】国土交通省ウェブサイト
URL: https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html
QRコードによるアクセス:



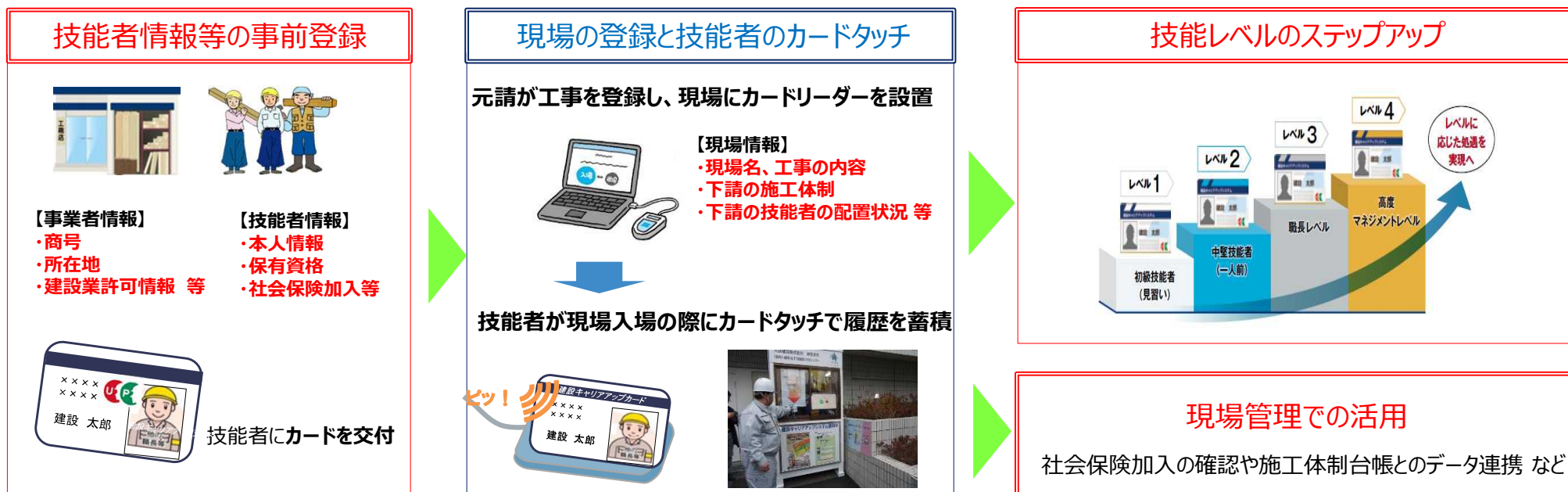
The screenshot shows the MLIT website page titled '各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について'. The page includes a navigation menu, a search bar, and a list of links under three categories: '全体スライド', '単品スライド', and 'インフレスライド'. The '全体スライド' section lists '規定、直轄工事における取り扱い', '各スライドのイメージ図', '計算例（単品スライドとインフレスライド）', and 'FAQ（令和4年12月）'. The '単品スライド' section lists '工事請負契約書第26条第5項*第1項～第4項（全体スライド条項）運用マニュアル（暫定版）'. The 'インフレスライド' section lists '賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条*第6項の運用について', '「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条*第6項の運用について」の一部改正について', and '賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条*第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）'. The page also features a sidebar with '運用指針' and 'NETIS' logos, and a footer with contact information and copyright notice.

7. 建設キャリアアップシステムについて

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金



◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）

◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）

→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～



STEP1 システムへの登録促進

- ◎ 登録等のサポート体制
 - ・CCUSサテライト説明会
 - ・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

STEP2 現場での利用の促進

- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 公共工事における企業評価
 - ・総合評価やモデル工事での加点
- ◎ 社保加入の確認など、現場管理での活用

STEP3 技能者の処遇等への反映

- ◎ 週休2日の推進への活用
 - ・公共発注者による利活用
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携
- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた手当て支給の促進
- ◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金
 - ・労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験別の賃金実態を調査し、レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携
- ◎ 施工能力等の見える化評価

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの活用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点

【土木工事】(R5年度実績・予定(R6.2末現在)、青字はR4.7より)

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事
(義務化: **54件**、WTO対象工事)
(活用推奨: **68件**、Bランク以上)

- 一般土木工事の本官発注分※について、**原則モデル工事を実施**
※北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、**建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施**
- カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(**すべてのモデル工事で実施**)

- 地元業界の理解がある45都道府県において、**直轄Cランク工事でのモデル工事を試行**
(活用推奨: **649件**、Cランク工事)

- 農水省もR5.1以降入札公告分から試行

【営繕工事】(R4年度契約)

- CCUS活用推奨モデル営繕工事
(**全国で42件**)

【港湾・空港工事】(R5年度契約)

- CCUS活用モデル工事
(**全国で266件**)

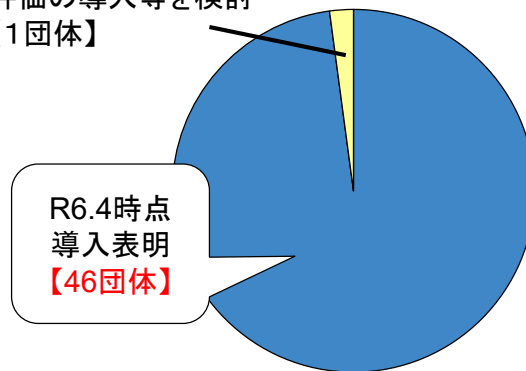
地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

【都道府県の導入・検討状況】

- **46都道府県が企業評価の導入等を表明**、他の全ての県も検討を表明

評価の導入等を検討
【1団体】



【指定都市・市区町村の導入状況】

- **20ある全ての指定都市**で企業評価の導入を表明
- **60以上の市区町村**で企業評価の導入を表明

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

- UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施(R3年度:20件で適用)
- 水資源機構においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施。その他本社契約の土木一式工事は推奨モデル工事として原則実施
- R3年度より、NEXCO西日本、東日本において義務化モデル工事開始。また阪神高速道路において活用推奨モデル工事を実施(R3年度:38件)。
- 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化及び推奨モデル工事を実施
- 国立大学法人でも実績(京教大等)

(令和6年4月11日現在 国土交通省調べ)

CCUS義務化モデル工事(試行)について

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を**成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)**するとともに、その達成状況に応じて工事成績評価において**加点／減点**するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : **一般土木工事(WTO対象工事)**を対象とする。

3. 試行内容

(1) 特記仕様書に条件明示

- ① **CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置**すること
 - ② 工事期間中の**平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努める**こと
 - ③ 工事期間中の**平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努める**こと
- ※**上記①～③の達成状況により、工事成績評価で加点／減点**

(2) 施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ 事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

(3) 工事成績評価(工事完成検査/成績評価時)

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により**工事成績評価で加点／減点**

※**目標達成：1点加点(平均技能者登録率90%以上の場合は2点加点)**

※**目標を著しく下回った場合(平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満)：1点減点**

(4) 積算

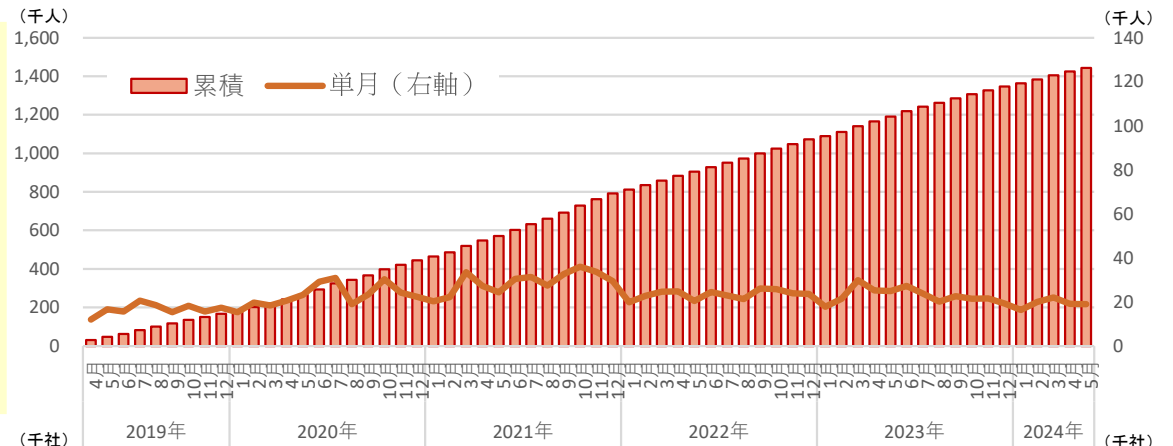
カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、精算変更時に支出実績に基づき、**発注者が負担**

※上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事等を対象に、**受注者希望方式によるCCUS活用推奨モデル工事(試行)**を、各地の建設業界の要望、理解等を踏まえつつ**各地方整備局等で数件実施**(活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評価の減点に替えて、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、**公表**することを求める。) 75

技能者の登録数

144.2万が登録

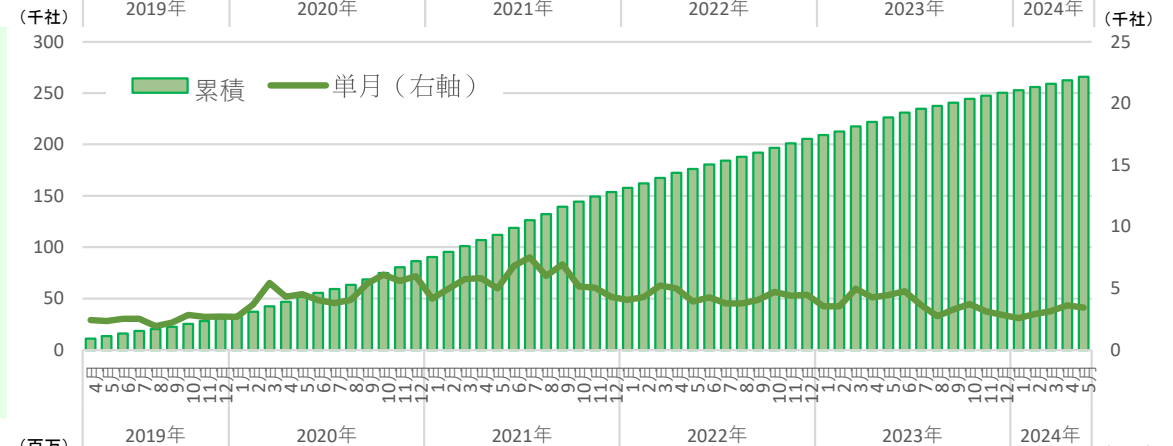
※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人



事業者の登録数

26.6万社が登録

※うち一人親方は9.0万社

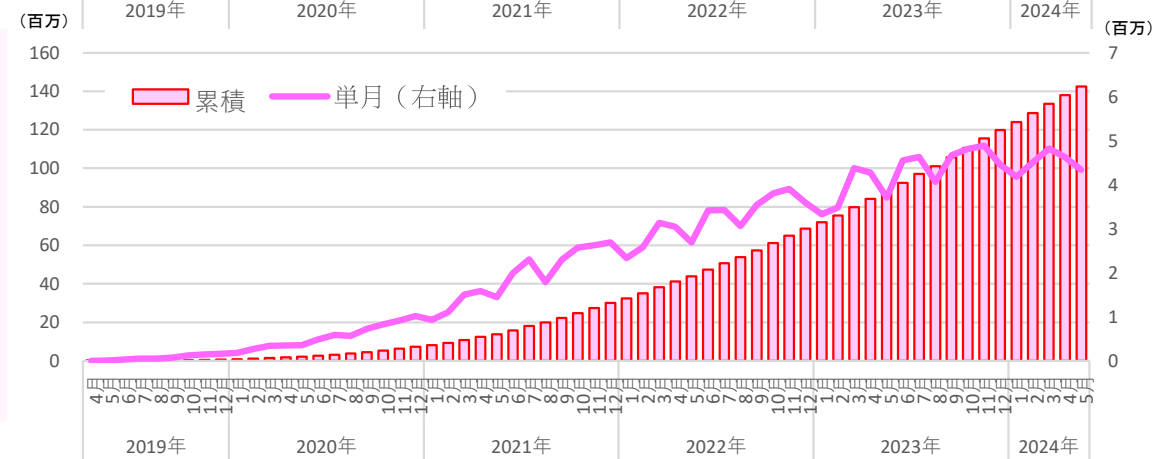


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 14,000万突破

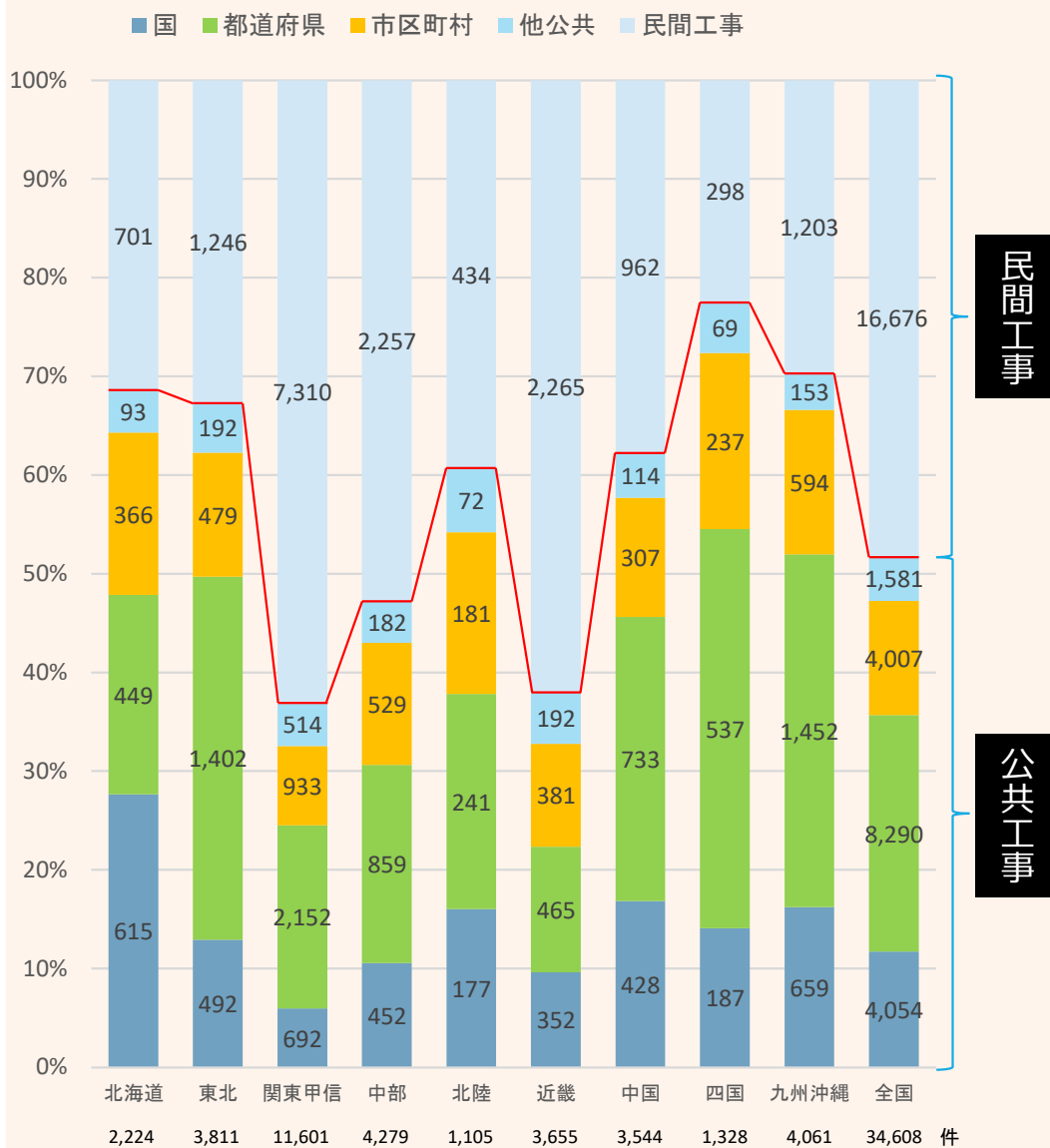
※5月は434万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

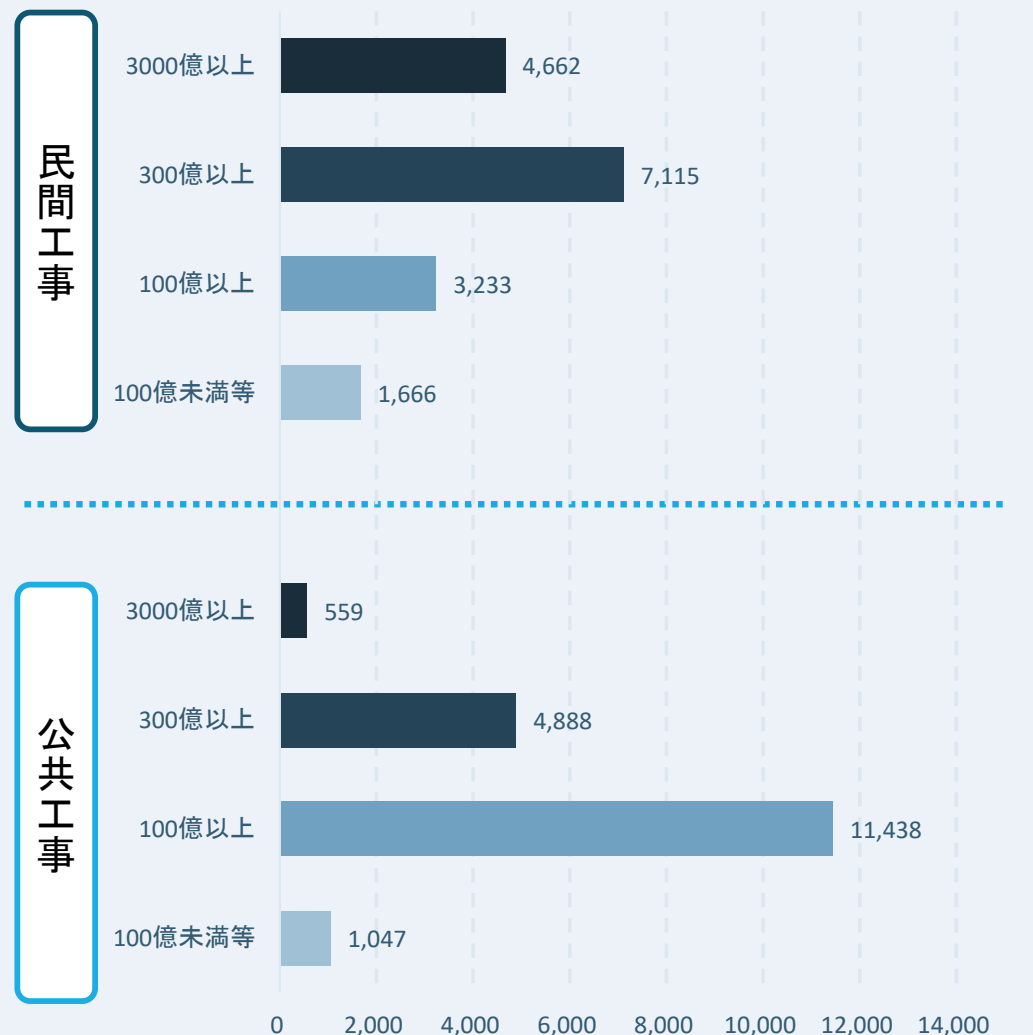
CCUS現場登録の状況（2023年度実績）

発注者別の年度登録現場数（ブロック別）



事業者元請完工高規模別の年度登録現場数

(参考) 建設投資額見通し 公共：22.53兆円 民間：44.46兆円
国土交通省「令和4年度建設投資見通し」



- ※ 上記のほか、戸建住宅メーカー等数社により、11,000現場弱が登録
- ※ CCUS上で現場登録が完了しており、就業履歴登録を行うことができる工事現場数について、（2022年度登録分）を集計
- ※ 100億未満「等」には、CCUSの現場情報と経審情報を連携させられない先（=完工高不明先）も含まれている
- ※ 地方区分は地方整備局等(沖縄は九州に包含)に準じた

出典：建設業振興基金データより、国土交通省調べ

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**45都道府県で実施予定**。
- 都道府県発注工事は、**46都道府県が企業評価の導入等を表明**し、他の全ての県においても導入の検討を表明
- ※モデル工事の工事成績評定での加点(26都道府県)、総合評価における加点(21府県)、入札参加資格における加点(15県)、カードリーダー等費用補助(21道県)

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道	●	●★	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	●◎
岩手県	●	●★	大阪府	●	◎
宮城県	●	●◎★	兵庫県	●	◎
秋田県	●	◎	奈良県	●	◎
山形県		★	和歌山県	●	○
福島県	●	●◎	鳥取県	●	◎★
茨城県	●	●	島根県	●	●◎★
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎○★	広島県	●	●◎
埼玉県	●	●◎★	山口県	●	●
千葉県	●	●★	徳島県	●	●◎★
東京都	●	●	香川県	●	◎★
神奈川県	●	◎★	愛媛県	●	●★
新潟県	●	○	高知県	●	○
富山県	●	★	福岡県	●	○★
石川県	●	○	佐賀県	●	★
福井県	●	◎	長崎県	●	◎
山梨県	●	◎	熊本県	●	●★
長野県	●	◎	大分県	●	★
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●◎○★
静岡県	●	●◎	鹿児島県	●	◎
愛知県	●	◎	沖縄県	●	●
三重県	●	●★			

(令和6年4月11日現在)

■ 評価実施
■ 今後検討

【群馬県】モデル工事を実施
元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点
R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

【山梨県】総合評価において加点
県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

【滋賀県】総合評価において加点
総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点
R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点
R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点
R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点
総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施
R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事で活用推奨モデル工事を実施

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同協会において検討中
- カードリーダー等の費用は発注者が負担 ※北海道は0.5億～2.5億円
- ※赤枠は令和6年4月以降に表明されたもの

<都道府県工事での評価等>

- モデル工事等工事成績評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中
- ※赤文字は令和6年4月以降に導入を表明されたもの

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況

- モデル工事等工事成績評定での加点：さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市、北九州市など
- ◎ 総合評価における加点：仙台市、さいたま市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市、熊本市など
- 入札参加資格での加点：川崎市、千葉市、相模原市、郡山市など

「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

1. 概要

- 日本建設業連合会が表明した「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、関東地方整備局の発注工事において、建設業の労務賃金改善に関する取り組みを推進するため、総合評価方式や工事成績評定においてインセンティブを付与するモデル工事を試行。

2. **対象工事** : 当面、本通知以降に公告する一般土木工事（WTO対象工事で段階的選抜方式）を対象とする。

3. 試行内容

（1）総合評価方式における技術評価内容

① 「労務費見積り尊重宣言」の確認

- ・ **発注者**は、入札契約手続きの審査基準日までに、入札・契約参加企業が「**労務費見積り尊重宣言**」を**決定・公表した事実**を確認

② 労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書の確認

- ・ **発注者**は、入札・契約手続き参加企業から提出された**誓約書**を確認

①②の両方とも満たす場合

⇒ **加点：1点**

（2）工事成績評定（工事完成検査/成績評定時）

➤ **元請企業と下請企業間の見積書**を確認

（下請金額3,500万円以上の1次下請を対象とし確認（数社を抜き取りで確認））

① **労務費（労務賃金）が内訳明示されていない場合**

⇒ **減点**

（落札者が総合評価方式の技術評価において加点された場合のみ）

② **見積書に加え注文書に労務費（労務賃金）が内訳明示されている場合**

※ 工事完了検査時において「**労務費見積り尊重宣言**」を公表した事実を確認できること

⇒ **加点**

（受注者が総合評価方式の技術評価において加点されていない場合でも、工事完成検査時において（2）②を満たす場合は加点対象とする）

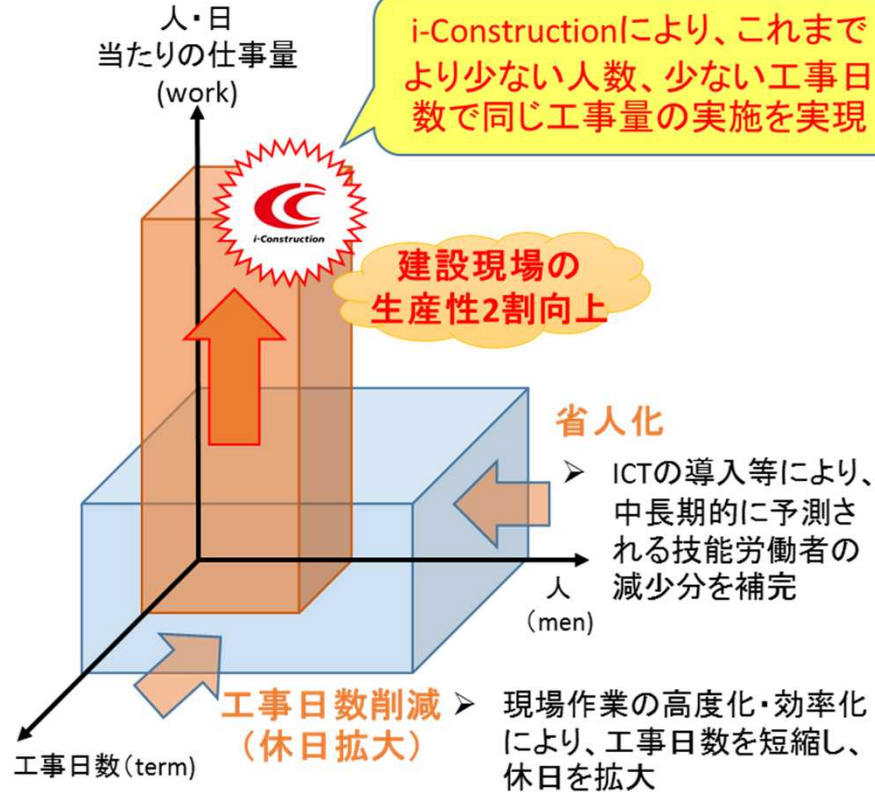
4. **実施状況** R2年度は21件の工事で公告。

R5年度も引き続き全国で**モデル工事**を発注。

8. i-Con2.0の取り組み

- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、**建設現場の生産性を2025年度までに「2割向上」**を目指す方針が示された
- この目標に向け「3年以内に」橋やトンネル、ダムなどの**公共工事の現場で、測量にドローン等を投入し、施工・検査に至る建設プロセス全体を三次元データでつなぐ**など、新たな建設手法を導入

【生産性向上イメージ】



建設分野の生産性向上の取組が
国策として位置づけられた



- これらの取組によって、**従来の3Kのイメージを払拭して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し**
全国の建設現場を新3K（給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる）の魅力ある現場に劇的に改善

【国内での5G通信の普及と新たなBeyond 5G(6G)の登場】

5G

データの高速通信

- 2023年3月末、5Gの人口カバー率が全国96.6%を達成。5G市場は依然拡大
- 次世代情報通信Beyond 5G(6G)の2030年代導入にむけた取組みが開始

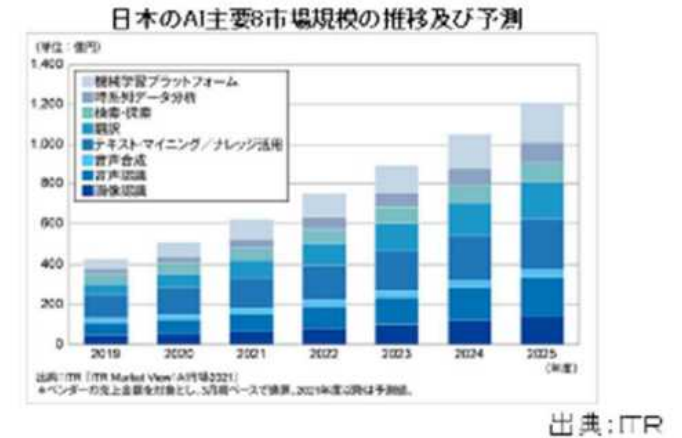


【AI市場は加速度的に成長】

AI

データの認識・判断

- AIプラットフォーム、SaaS型AIアプリケーションの活用。導入支援やコンサルティングサービスへの投資が増加
- ChatGPT等の革新的なサービスの登場



【クラウドサービスの国内市場規模は年々拡大】

クラウド

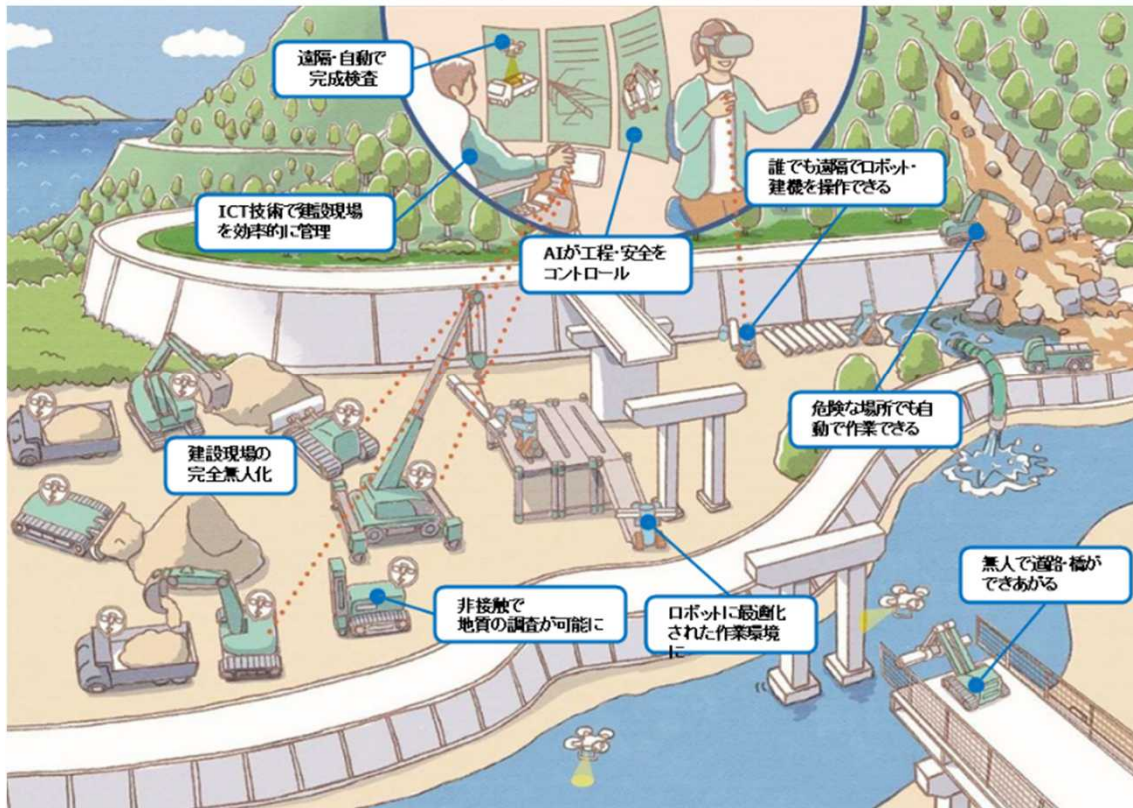
データの保存処理

- 企業の既存システムをパブリッククラウドに移行する動きが加速



- 建設現場の生産性向上の取組であるi-Constructionは、2040年度までの建設現場のオートメーション化の実現に向け、i-Construction 2.0として取組を深化。
- デジタル技術を最大限活用し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場を実現。
- 建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける。

i-Construction 2.0で実現を目指す社会(イメージ)



第5期技術基本計画を基に一部修正

i-Construction 2.0 で2040年度までに 実現する目標

省人化

- ・人口減少下においても持続可能なインフラ整備・維持管理ができる体制を目指す。
- ・2040年度までに少なくとも省人化3割、すなわち生産性1.5倍を目指す。

安全確保

- ・建設現場の死亡事故を削減。

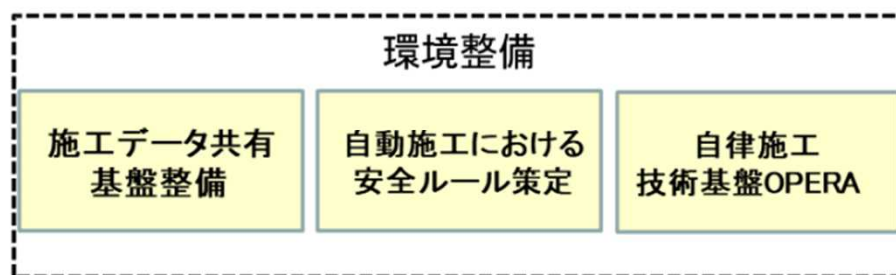
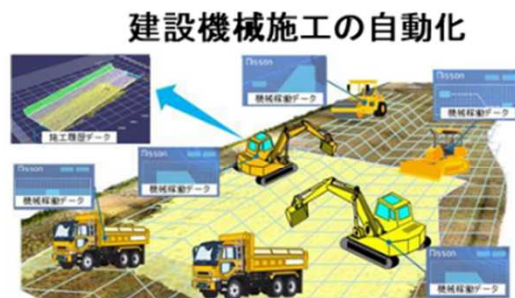
働き方改革・新3K

- ・屋外作業のリモート化・オフサイト化。

i-Construction 2.0: 建設現場のオートメーション化に向けた取組
(インフラDXアクションプランの建設現場における取組)

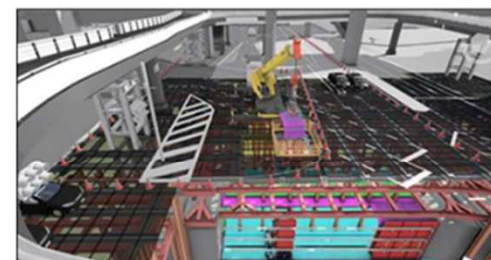
1. 施工のオートメーション化

- ・建設機械のデータ共有基盤の整備や安全ルールの策定など自動施工の環境整備を進めるとともに、遠隔施工の普及拡大やAIの活用などにより施工を自動化



2. データ連携のオートメーション化(デジタル化・ペーパーレス化)

- ・BIM/CIMなど、デジタルデータの後工程への活用
- ・現場データの活用による書類削減・監理の高度化、検査の効率化



3. 施工管理のオートメーション化(リモート化・オフサイト化)

- ・リモートでの施工管理・監督検査により省人化を推進
- ・有用な新技術等を活用により現場作業の効率化を推進
- ・プレキャストの活用の推進

建設現場のオートメーション化を実現

- 建設現場をデジタル化・見える化し、建設現場の作業効率の向上を目指すとともに、現場取得データを建設機械にフィードバックするなど双方向のリアルタイムデータを活用し、施工の自動化に向けた取組を推進する。

【短期目標】 現場取得データをリアルタイムに活用する施工の実現

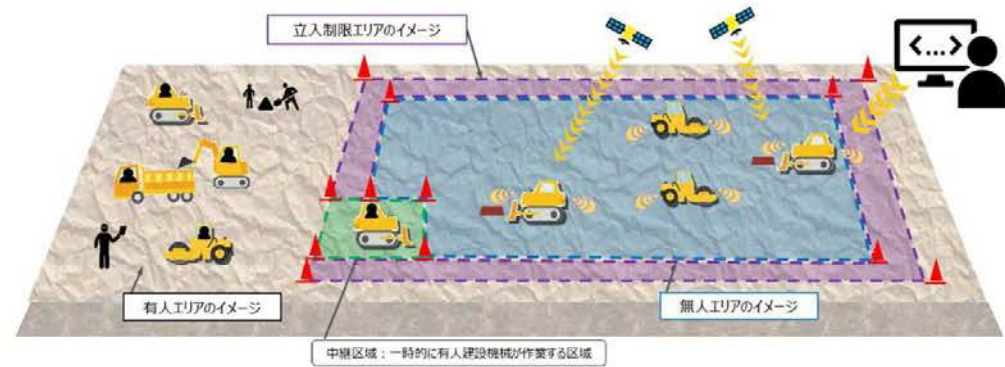
【中期目標】 大規模土工等の一定の工種・条件下での自動施工の標準化

【長期目標】 大規模現場での自動施工・最適施工の実現

現場↔建機の双方向でリアルタイムデータ活用



自動施工の導入拡大に向けた基準類の策定



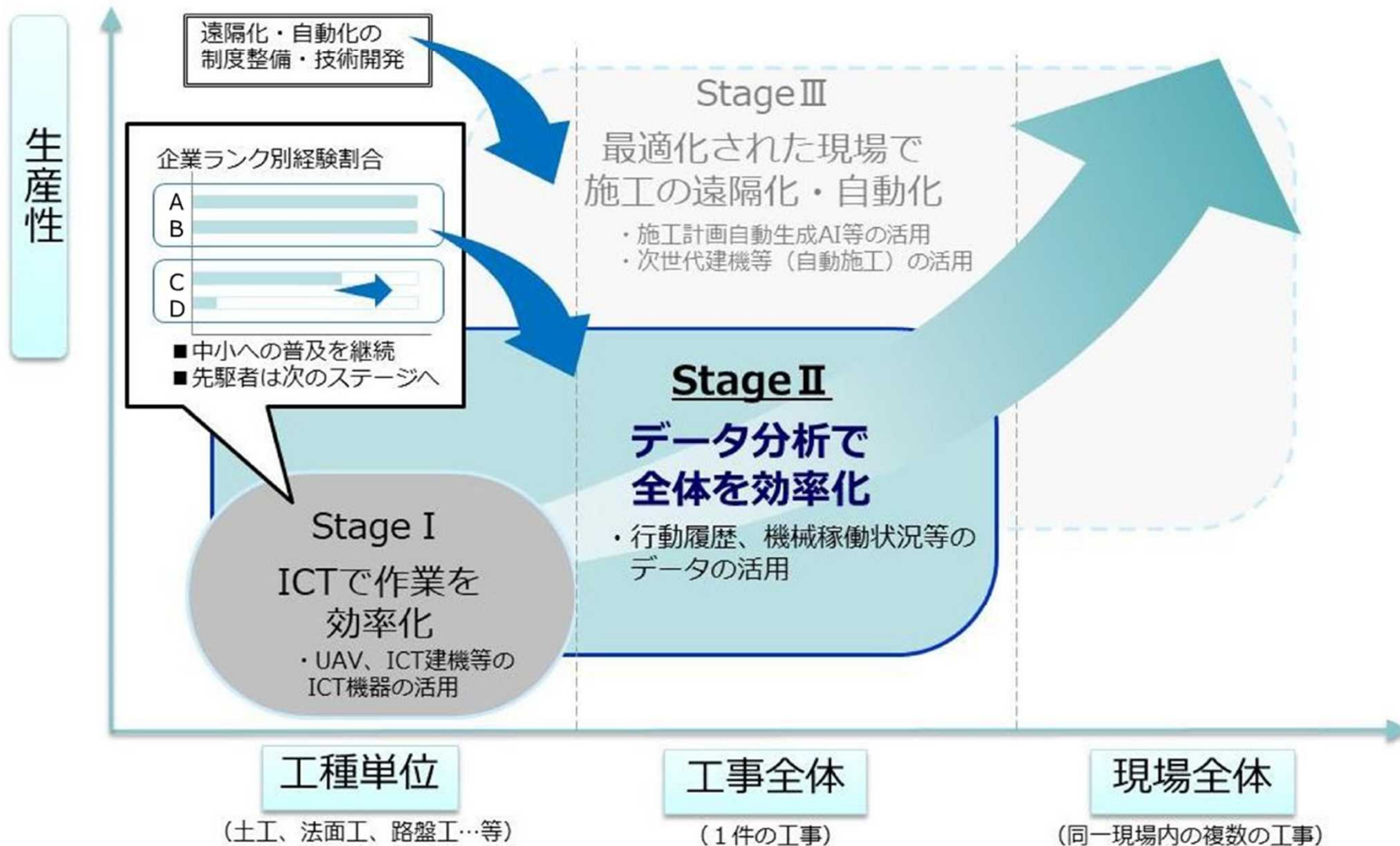
<ロードマップ>

	短期（今後5年程度）	中期（6～10年後程度）	長期（11～15年後程度）	実現
自動施工	安全ルール、施工管理要領等の技術基準類の策定 ダム施工現場等での導入拡大	大規模土工現場での導入試行	導入工種の順次拡大	大規模現場での自動施工の実現 最適施工の実現
遠隔施工	砂防現場における活用拡大	通常工事における活用拡大		
施工データの活用	データ共有基盤の整備（土砂運搬など建機効率化）	施工データを活用した施工の最適化	AIを活用した建設現場の最適化	

※今後の技術開発状況等に応じて適宜更新

ICT施工は、「作業の効率化」から「現場全体の効率化」へ

Stage II では、土工等の工種単位で作業を効率化するだけでなく、**ICTにより現場の作業状況を分析し、工事全体の生産性向上を目指す**



- 建設現場における建設機械の位置情報や稼働状況、施工履歴など様々な情報(施工データ)をリアルタイムに集約し活用することで、建設現場のデジタル化・見える化を進めるとともに、必要な資機材配置や作業工程などを見直すことで作業の効率化を図る。

【事例①】

建設機械やダンプの稼働状況をリアルタイムに把握し、土量に適した資機材配置の見直しを実施

※中国地方整備局松江国道事務所 実施事例

掘削工事



盛土工事



運搬



【事例②】

AIカメラによる映像データを活用したダンプの入退管理や、掘削機械の稼働データをリアルタイムに把握し、掘削機械の配置台数の見直しを実施

※令和5年度インフラDX大賞受賞

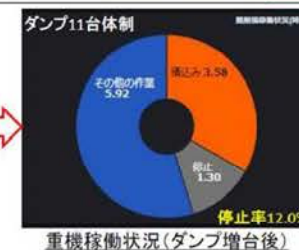
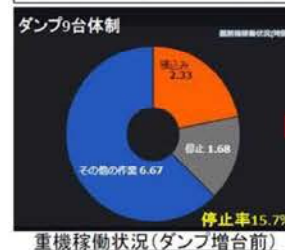


AIカメラによるダンプのリアルタイム入退管理

掘削重機の作業を可視化し、資機材の予実管理



- 作業着手後の日数経過に伴い、BH停止時間が増加していることを確認
- 作業手順定着に伴うダンプ待ちと判断し、**運搬台数を増(9台→11台)**



運搬可能土砂量

改善前:
5m³ × 9台 × 8巡 = 360m³/日
改善後:
5m³ × 11台 × 8巡 = 440m³/日

↓
台数最適化で日施工量22%改善

9. インフラメンテナンス

インフラの損傷の状況



水管橋の破損



床板鉄筋露出



河川護岸の崩落



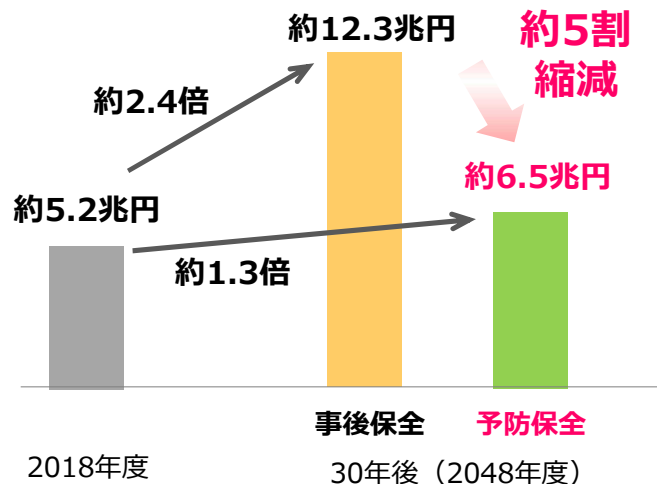
臨港道路陥没状況

予防保全の必要性（維持管理・更新費の推計）

- 施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全」から、不具合が生じる前に対策を行う「予防保全」への転換により、今後増加が見込まれる維持管理・更新費の縮減を図ることが重要。
- 国土交通省が所管するインフラを対象に、将来の維持管理・更新費を推計したところ、「事後保全」の場合、1年当たりの費用は、2048年度には、2018年度の約2.4倍となる見込み。
- 一方、「予防保全」の場合、1年当たりの費用は、2048年度には、「事後保全」の場合と比べて約5割減少し、30年間の累計でも約3割減少する見込み。

【将来の維持管理・更新費用の推計結果（2018年11月30日公表）】

30年後（2048年度）の見通し



30年後（2048年度）の見通し（累計）

	30年間の合計 (2019~2048年度)
事後保全	約280兆円
予防保全	約190兆円

約3割縮減

- ※1 国土交通省所管12分野（道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設）の国、都道府県、市町村、地方道路公社、（独）水資源機構、一部事務組合、港務局が管理する施設を対象。
- ※2 様々な仮定をおいた上で幅を持った値として推計したもの。グラフ及び表ではその最大値を記載。
- ※3 推計値は不確定要因による増減が想定される。

(参考) 用語の定義

予防保全	施設の機能や性能に不具合が生じる前に修繕等の対策を講じること。
事後保全	施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること。

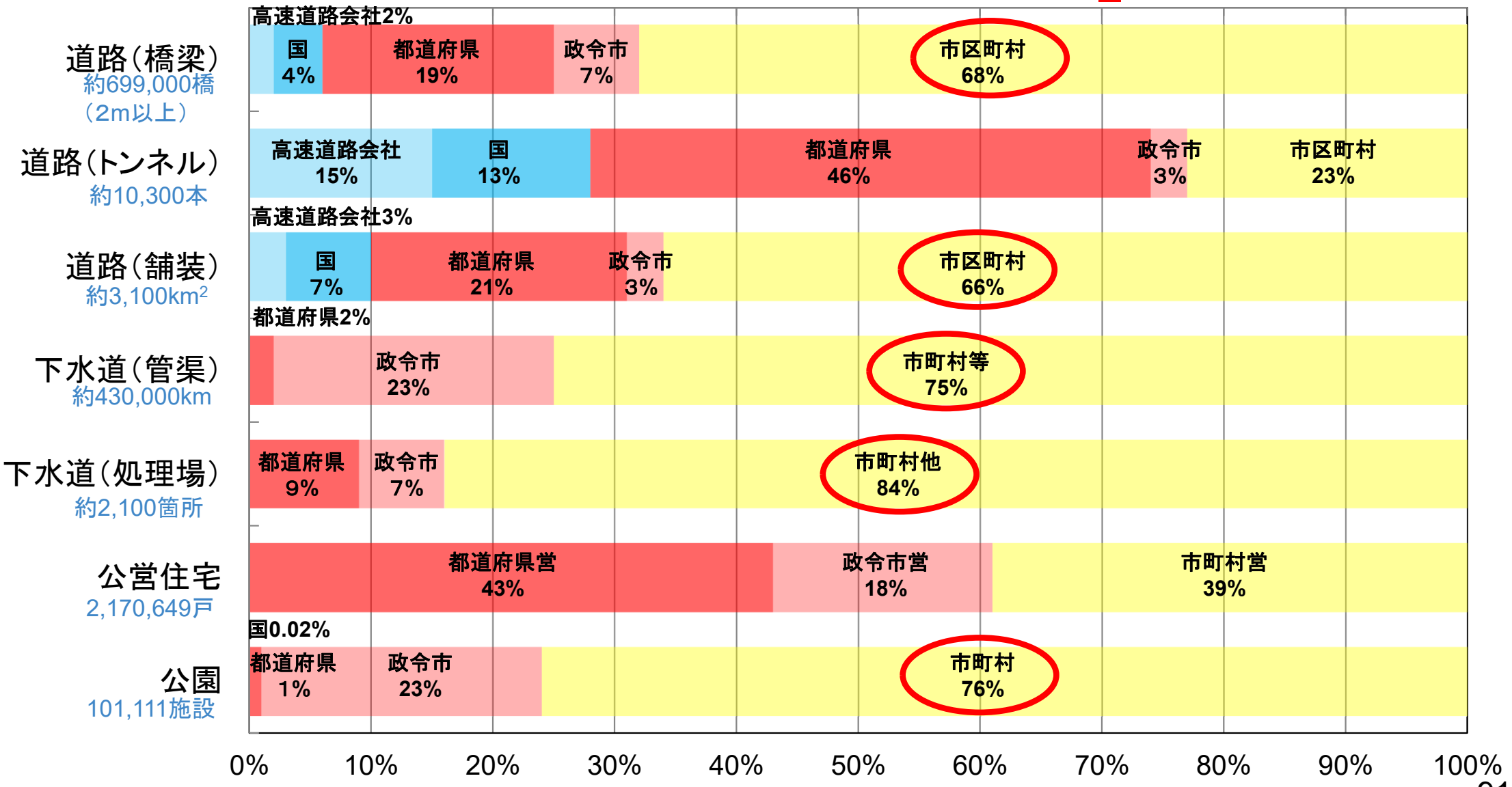
社会資本の管理体制の現状 各分野の管理者

各分野における管理者別の施設数の割合

出典：社会資本整備審議会・交通政策審議会
 「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」(平成25年12月)
 参考資料より国土交通省作成

○市区町村等が管理する分野が多い

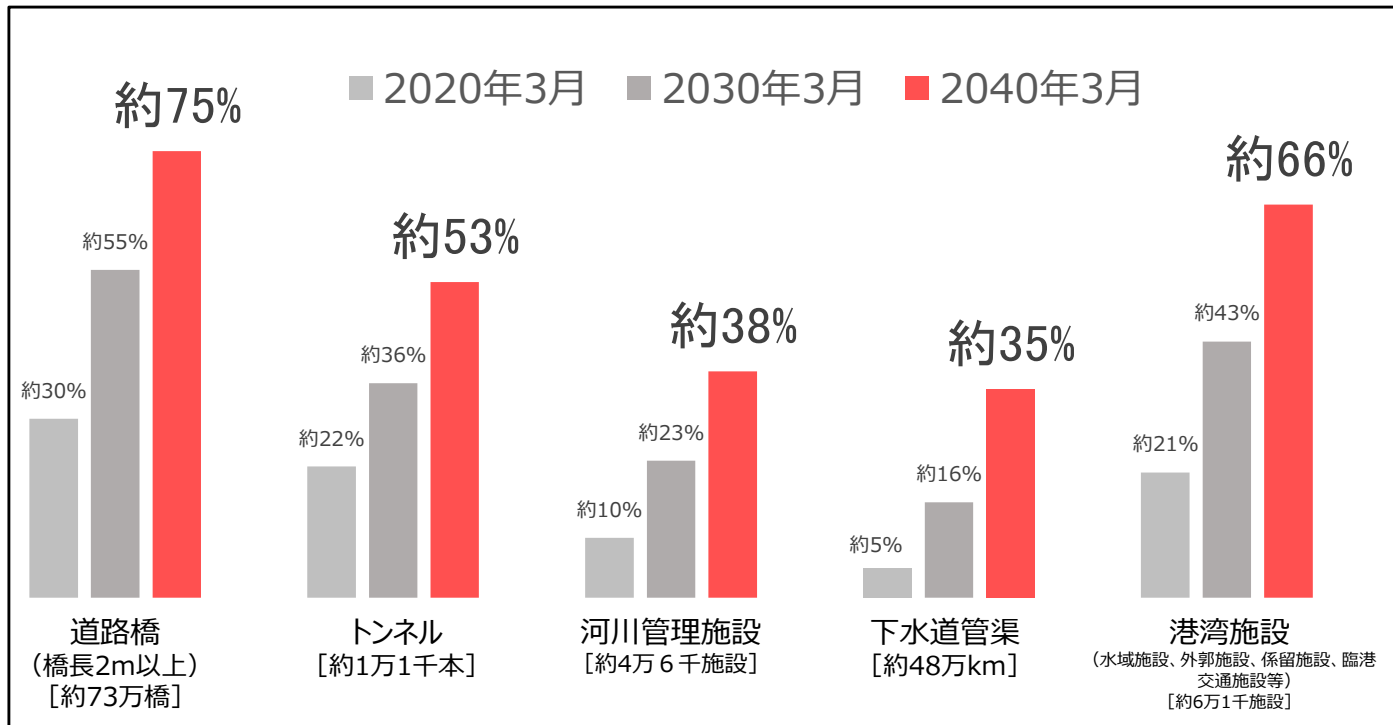
■ 国・高速道路会社
 ■ 都道府県・政令市



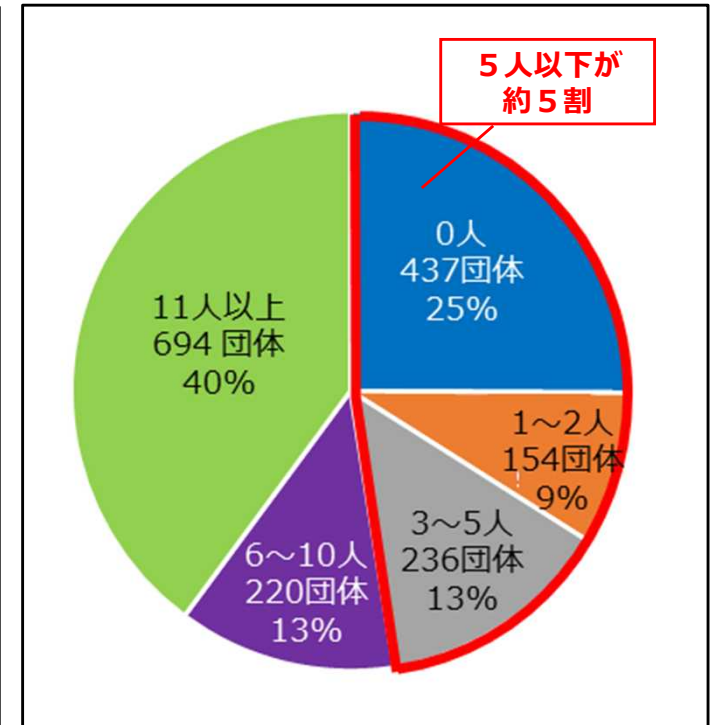
インフラメンテナンスの現況とそれを支える市町村の状況

- 建設後50年以上経過する道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等の施設の割合が加速度的に増加。
- 市町村の土木部門の職員数は約14%減少（105,187人[2005年度]⇒90,719人[2021年度]）※1と、市町村の全職員数の減少割合より大きく、また、技術系職員が5人以下の市町村は全体の約5割。

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》



《市町村における技術系職員数》※1,※2



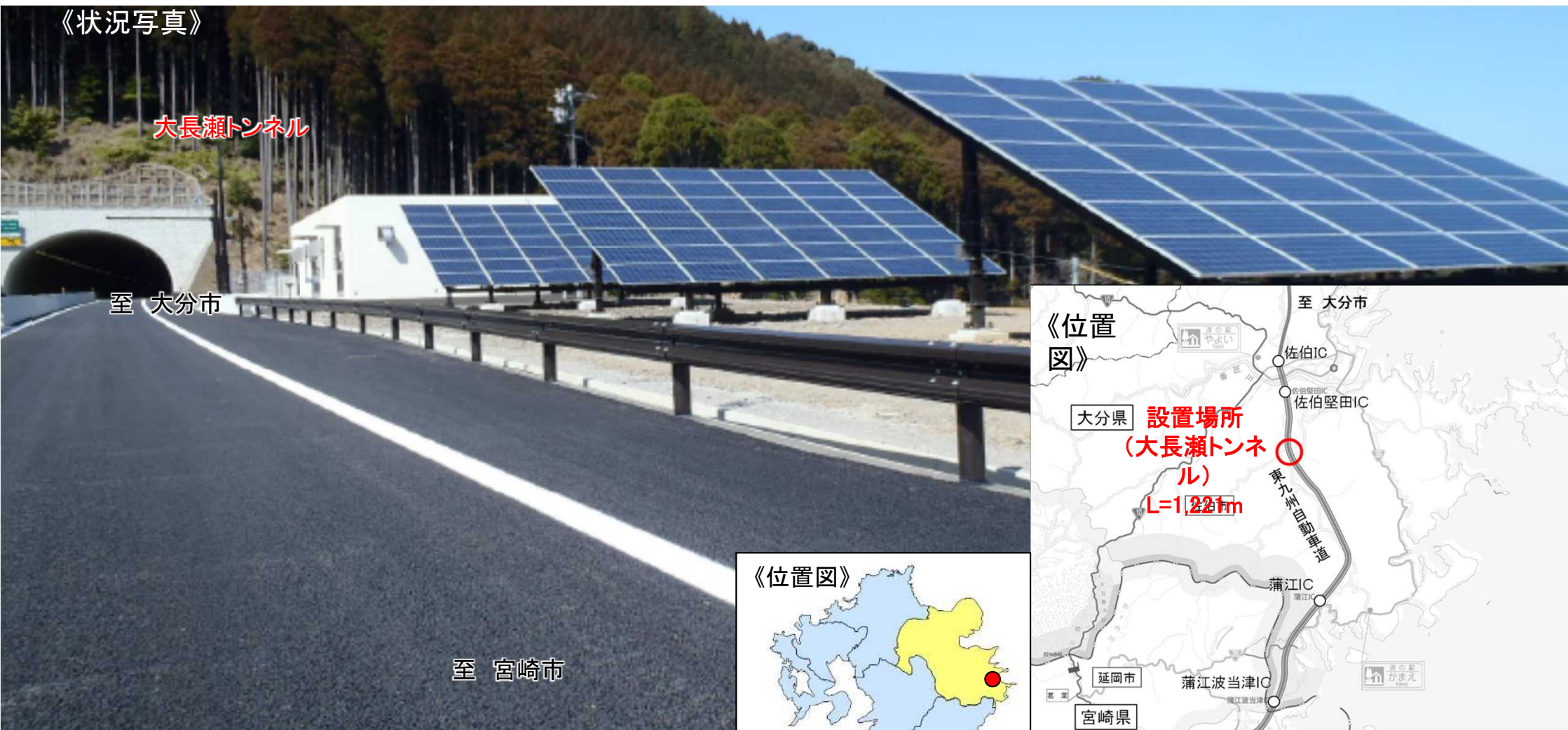
※1：地方公共団体定員管理調査結果より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。また市町村としているが、特別区を含む。

※2：技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

10. カーボンニュートラルに向けて

- 設置場所：東九州自動車道 大長瀬トンネル(大分県佐伯市)(直轄管理)
- 設置時期：平成26年度
- 規模：発電出力30kw(トンネルの消費電力の約2割に相当)
- 電力利用施設：トンネル内照明、トンネル非常用設備への配電

《状況写真》





【モデル工事の目的】

社会資本整備に伴って発生する二酸化炭素排出量を削減するための一つの対策として、ポルトランドセメントの一部分を高炉スラグ微粉末等（※）の混和材で置き換えた低炭素型コンクリートの利用がある。

世界全体の二酸化炭素排出量の約 5%がセメント製造 に由来しているとの報告もあり、高炉スラグ微粉末の置換率を高めてポルトランドセメントの使用比率を抑制することによって、セメント製造時に発生する二酸化炭素を削減できることが期待されている。

そこで省CO2に資する材料として、土木用コンクリートブロック等に高炉スラグ微粉末を用いた低炭素型コンクリート（ポルトランドセメントの置換率を 55%以上）のモデル工事を実施し、セメント業界等と連携して脱炭素化に向けた取組を促進するとともに調達上の課題等を検証する。

※高炉スラグ微粉末

製鉄所の高炉より副生される高炉水砕スラグを微粉碎して製造される水硬性の混和材であり、高炉セメント原料や生コンクリート混和材などとして広く使用されており、通常のポルトランドセメントに比べ、製造工程において石灰の焼成に使用されるエネルギーの節約になるとともに石灰石の分解による炭酸ガスの発生もない。

期待される環境負荷低減として、ポルトランドセメントのみを用いたコンクリートと比べて、高炉スラグ微粉末を用いたコンクリートは、ポルトランドセメントの使用量が削減されることで、セメント製造時の二酸化炭素の排出量や資源・エネルギー使用量を削減できる上に、鉄鋼産業から排出される副産物を大量に消費できる等の利点がある。例えば、現場打ちコンクリートでは一般に流通している含有量40～45%の高炉セメントB種を用いた場合、セメント1トンあたりの二酸化炭素の排出量は約40%削減されることが知られており、高炉スラグ微粉末をさらに高い置換率55%とすることで、二酸化炭素の排出量削減効果は大きくなる。

【モデル工事の内容】

セメント置換率：55%以上

対象構造物：無筋のプレキャストコンクリート(18N/mm²) → 護岸ブロック

【モデル工事の概要】

- 大野川大津留地区堤防補強(その4)工事 (工事場所:大分県大分市、工事概要:法覆護岸工1式)
- 大野川大津留地区堤防補強(その5)工事 (工事場所:大分県大分市、工事概要:法覆護岸工1式)
- 大分川賀来地区堤防補強(その5)工事 (工事場所:大分県大分市、工事概要:法覆護岸工1式)

官庁施設における省エネ化、木質化の推進

「環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備の推進」
「官庁営繕環境行動計画」に基づく環境対策を
実施した官庁施設の整備を推進します。

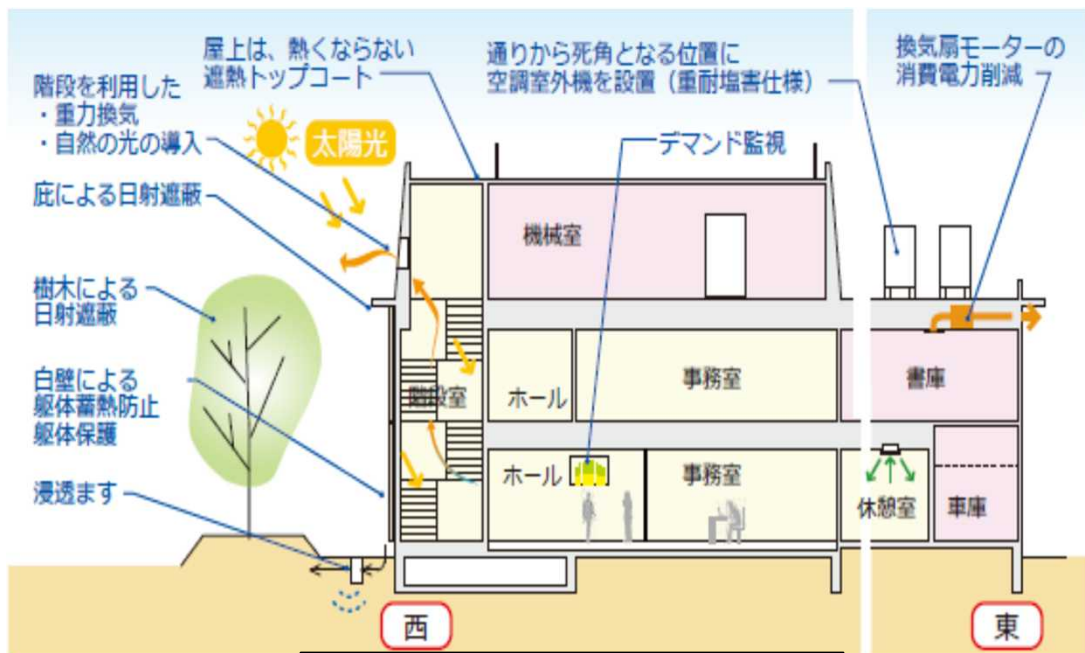
「政府実行計画」に基づくZEBに係る事業の実施

○新築建築物

営繕部において、今後予定する新築事業については、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指します。

* (参考) ZEBの定義 (環境省のHPを基に作成)

ZEBは、Net Zero Energy Buildingの略称で、快適な室務環境を実現しながら、建物で消費する年間一次エネルギーの収支をゼロにすることを目標とした建物のこと。エネルギー収支の状況に応じて『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready及びZEB Orientedの4段階に定義されている。



佐伯税務署における省エネルギー対策

CASBEEへの対応

CASBEE A 評価

建築環境総合性能評価システム (CASBEE) による建築物の環境効率 (BEE値) が1.5以上(A)となることを検証し、BEE値は1.7になりました。

省エネルギー対策の主な事例

底、ルーバーによる空調機器の負担を軽減

建物の主採光面を南北面とし、冬の日射は室内まで届き、夏の日差しは底とルーバーにより60%削減しました。

木材利用の促進

木質化で環境に配慮

大分県が推進する「木でいっぱいのおもてなし空間」の考え方に倣い、特に来庁者スペースに限って、内装木質化より積極的な木材利用に取り組みました。

ホールは漆喰と木の腰壁により落ち着いた空間としました。避難安全検証により内装制限を緩和しています。

また、CLT(木質系材料を使用した集成材) 構造の自転車置場を設置しました。

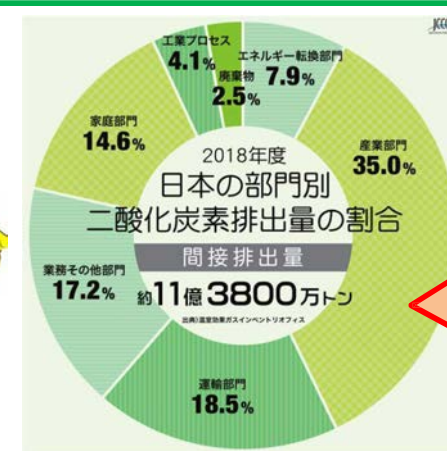
建設施工におけるカーボンニュートラルの実現

- 国内の産業部門のCO₂排出量(全体の35.0%)のうち、1.4%(我が国全体の0.5%)を占める建設機械としては、従前の燃費基準達成建設機械認定制度等によりディーゼルエンジンによる燃費性能向上を進めてきた。
- 2050年目標である建設施工におけるカーボンニュートラルを実現するため、
 - 短期的には生産性が向上するICT施工を建設業の大半を占める中小建設業へ普及を図る。
 - 中長期的には革新的建設機械(電動、水素、バイオ等)の使用原則化を含め、導入拡大を図る。

建設施工におけるカーボンニュートラルの実現

従前の取り組み

- ・ICT施工を導入し、建設現場の作業効率が向上することでCO₂排出を削減してきた。
- ・ディーゼルエンジンを基本として、その燃費向上を目指し、燃費基準の策定、機器認定を行い、融資等で導入を促進してきた。



うち、建設機械の排出量約571[万t-CO₂]

産業部門のCO₂排出量のうち建設機械が1.4%

新たな取り組み

【短期】

- ・生産性が向上するICT施工を建設業の大半を占める中小建設業へ普及を図る。

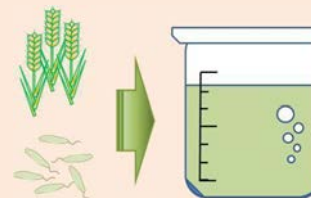
○ICT施工
3次元データを重機に読み込み、確認しながら施工



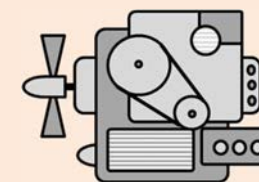
【中長期】

- ・ディーゼルエンジンに替わる革新的建設機械(電動、水素、バイオ等)の使用原則化を含め、導入拡大を図る。

(例)



バイオマス燃料(植物、プランクトン等)



水素エンジン(イメージ)

11. その他

○各種情報提供資料を九州地方整備局のHPに掲載しています。

【掲載箇所】九州地方整備局HP

URL: https://www.qsr.mlit.go.jp/site_files/file/r6kokyokoujinogenjo.pdf

QRコードによるアクセス



国土交通省 九州地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kyushu Regional Development Bureau

AA文字サイズ 標準 大 特大 背景色

サイト内検索

トップページ 防災に関する情報 私たちの仕事 地域・まちづくり 各種相談窓口 **事業者の方へ** 採用情報

事業者の方へ

トップページ ▶ 事業者の方へ

LINEで送る ポスト シェア

- 働き方改革に関する取り組み
- 入札・契約情報
- CALS/EC
- 工事・業務成績評定平均点 PDF
- 工事及び業務の総合評価における現状の考え方
- 公共工事の現状と今後の取り組み(令和6年度4月版) PDF**
- 建設技術情報等

E N D